

香川県の雇用情勢（令和5年5月分）

- 5月の有効求人倍率（季調値） **1.44倍**（前月差 0.01ポイント）
- 正社員の有効求人倍率（原数値） **1.12倍**（前年同月差 0.01ポイント）
- 雇用情勢判断 「持ち直している」

1 求人倍率

- 有効求人倍率(季調値)は、前月より0.01ポイント上昇。142か月連続で1倍台(全国第13位、全国1.31倍)
- 正社員の有効求人倍率(原数値)は、前年同月より0.01ポイント上昇(全国第12位、全国0.96倍)

年 月	R4年12月	R5年1月	2月	3月	4月	5月
有効求人倍率	1.55	1.52	1.48	1.49	1.43	1.44
正社員有効求人倍率	1.33	1.27	1.21	1.20	1.14	1.12

(注) 1. 有効求人倍率(季調値)の季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。
2. 令和4年12月以前の季節調整値は、新季節指数により改定されている。

2 雇用情勢判断

- 判断を据え置き

変更した月	変 更 し た 内 容	判断方向
令和4年9月	持ち直している	据え置き
令和4年6月	新型コロナウイルス感染症の影響を注視する必要があるものの、持ち直している	据え置き
令和4年1月	新型コロナウイルス感染症の影響は一部に残るものの、持ち直している	上方修正
令和3年11月	依然として新型コロナウイルス感染症の影響は残るものの、持ち直しの動きが進んでいる	上方修正

3 新規求人

- 新規求人(原数値)は、7,618人(前年同月比 0.5%増) 2か月ぶりに増加
増加した主な産業は、宿泊業、飲食サービス業、農、林、漁業、公務・その他、製造業、運輸業、郵便業 等
減少した主な産業は、複合サービス事業、電気・ガス・熱供給・水道業、建設業、教育、学習支援業 等

年 月	R4年12月	R5年1月	2月	3月	4月	5月
前年同月比(%)	1.7	▲2.3	▲3.8	2.7	▲7.1	0.5

4 新規求職

- 新規求職(原数値)は、4,083人(前年同月比 3.1%増) 3か月ぶりに増加

年 月	R4年12月	R5年1月	2月	3月	4月	5月
前年同月比(%)	▲3.1	1.8	1.9	▲1.0	▲0.7	3.1

※令和3年9月以降の数値より、オンライン上で求職登録した求職者が含まれている。

労働市場の動向(令和5年5月)

香川県

香 川 労 働 局 発 表
令和5年6月30日(金)
午 前 8:30 解 禁

1. 労働市場

(1) 概 況 有効求人倍率 1.44 倍 (前月より 0.01 ポイント上昇) 全国 13 位

5月の香川県の有効求人倍率(季節調整値で前月比)は、1.44 倍 (全国 13 位) と前月より 0.01 ポイント上昇した。平成 23 年 8 月以降、142 か月連続で 1 倍台となっている。

新規求人(原数値で前年同月比)は、産業別では、宿泊業、飲食サービス業、農、林、漁業、公務・その他、製造業、運輸業、郵便業等で増加し、複合サービス事業、電気・ガス・熱供給・水道業、建設業、教育、学習支援業等で減少となり、全体で 0.5% 増と 2 か月ぶりに増加した。有効求人(原数値で前年同月比)は、1.1% 減と 3 か月連続で減少した。新規求職(原数値で前年同月比)は、3.1% 増と 3 か月ぶりに増加、有効求職(原数値で前年同月比)は、0.6% 増と 4 か月連続で増加した。

公共職業安定所別の有効求人倍率(原数値)は、高松 1.38 倍、丸亀 1.16 倍、坂出 1.59 倍、観音寺 1.41 倍、さぬき 0.80 倍、土庄 1.39 倍となった。

正社員の有効求人倍率(原数値で前年同月比)は、1.12 倍と 0.01 ポイント上昇した。正社員の新規求人は 3.1% 減、非正社員の新規求人は 3.9% 増となったことから、新規求人に占める正社員求人の割合は 46.2% と前年同月より 1.7 ポイント低下した。

このことから、香川県の雇用情勢判断を「持ち直している」とした。

○ 有効求人倍率の推移 (季節調整値)

	4 年 5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	5 年 1 月	2 月	3 月	4 月	5 月
香川県	1.44	1.50	1.50	1.53	1.53	1.56	1.56	1.55	1.52	1.48	1.49	1.43	1.44
四 国	1.34	1.35	1.37	1.38	1.39	1.41	1.41	1.41	1.39	1.37	1.34	1.33	1.32
全 国	1.25	1.27	1.28	1.31	1.32	1.34	1.35	1.36	1.35	1.34	1.32	1.32	1.31

(注) 1. 新規学卒者を除き、パートタイムを含む全数。 2. 令和 4 年 12 月以前の数値は、新季節指数により改訂。

3. 有効求人倍率(季節調整値)の季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。

(2) 正社員の職業紹介状況 有効求人倍率 1.12 倍 (前年同月を 0.01 ポイント上回る)

正社員の有効求人倍率は 1.12 倍となり、前年同月を 0.01 ポイント上回った。2 か月ぶりに前年同月を上回った。

項 目	年 月	5 年 4 月	5 年 5 月	4 年 5 月	前年同月比、差 (%、ポイント)
正社員新規求人数 (人)		3,889	3,521	3,633	▲3.1
正社員有効求人数 (人)		11,444	11,080	11,126	▲0.4
正社員就職件数 (件)		582	551	536	2.8
常用フルタイム有効求職者数 (人)		10,014	9,901	10,032	▲1.3
正社員有効求人倍率 (倍)		1.14	1.12	1.11	0.01
正社員充足率 (%)		15.0	15.6	14.8	0.8

(注) 1. 正社員有効求人倍率＝正社員有効求人数／常用フルタイム有効求職者数(なお、常用フルタイム有効求職者にはフルタイムの派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれているため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる)

2. 充足率＝正社員就職件数／正社員新規求人数×100

(3) 求人の動向 新規求人数 7,618 人 (前年同月比 0.5%増加)

パートを含む新規求人(原数値)は、前年同月比0.5%増と2か月ぶりに増加した。産業別では、建設業(35.0%減)、製造業(8.6%増)、情報通信業(15.0%減)、運輸業、郵便業(6.8%増)、卸売業、小売業(0.7%増)、宿泊業、飲食サービス業(106.6%増)、生活関連サービス業、娯楽業(20.5%減)、医療、福祉(1.1%減)、サービス業(8.9%減)等となった。

○産業別新規求人数の前年同月比の推移

産 業	4年12月	5年1月	5年2月	5年3月	5年4月	5年5月
農 業 , 林 業 , 漁 業	▲ 23.5	12.8	▲ 9.8	19.0	▲ 32.6	44.7
鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業	▲ 66.7	40.0	200.0	100.0	▲ 50.0	-
建 設 業	▲ 15.4	▲ 18.5	▲ 37.7	4.6	▲ 14.8	▲ 35.0
製 造 業	▲ 2.3	▲ 8.9	2.4	7.7	5.0	8.6
食 料 品 製 造 業	3.3	▲ 22.1	0.9	▲ 3.1	2.7	26.5
織 維 工 業	▲ 45.3	2.0	▲ 12.8	▲ 40.0	▲ 23.7	▲ 15.4
パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品 製 造 業	61.0	97.9	35.1	▲ 10.6	136.4	14.0
印 刷 ・ 同 関 連 業	▲ 11.6	28.3	▲ 17.9	▲ 4.8	2.9	5.3
プ ラ ス チ ッ ク 製 品	25.7	▲ 58.1	28.9	38.5	▲ 40.5	▲ 12.9
金 属 製 品	▲ 31.5	▲ 11.9	▲ 3.3	▲ 27.1	▲ 19.6	5.6
は ん 用 機 械 器 具	45.0	▲ 32.9	58.7	▲ 1.9	▲ 8.3	50.0
生 産 用 機 械 器 具	▲ 35.4	▲ 26.8	▲ 40.6	8.8	38.5	81.5
電 子 部 品 ・ デ バ イ ス ・ 電 子 回 路	60.0	▲ 41.7	0.0	366.7	33.3	▲ 33.3
電 気 機 械 器 具	2.2	51.1	9.8	2.9	63.6	▲ 32.7
輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	82.4	▲ 3.7	▲ 14.3	90.4	18.8	▲ 22.4
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	▲ 33.3	▲ 11.1	46.7	▲ 10.5	0.0	▲ 36.4
情 報 通 信 業	75.8	65.4	31.4	▲ 43.9	214.8	▲ 15.0
運 輸 業 , 郵 便 業	▲ 12.2	▲ 0.5	15.3	6.1	▲ 24.1	6.8
卸 売 業 , 小 売 業	▲ 11.2	4.9	▲ 13.4	▲ 9.3	▲ 16.7	0.7
卸 売 業	▲ 5.3	▲ 3.5	8.3	7.2	▲ 40.2	36.6
小 売 業	▲ 14.8	8.7	▲ 22.5	▲ 19.2	▲ 2.1	▲ 14.3
金 融 業 , 保 険 業	28.6	▲ 7.1	45.2	▲ 11.5	1.8	▲ 3.1
不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	▲ 4.8	▲ 9.8	32.3	25.1	1.5	▲ 6.8
学 術 研 究 , 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	▲ 2.6	6.1	▲ 16.9	8.1	▲ 26.0	▲ 6.3
宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業	16.5	39.3	3.8	4.1	▲ 7.2	106.6
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 , 娯 楽 業	43.8	5.4	4.0	37.7	▲ 18.7	▲ 20.5
教 育 , 学 習 支 援 業	65.7	16.7	21.2	35.6	5.2	▲ 29.3
医 療 , 福 祉	▲ 5.2	▲ 5.5	▲ 0.2	▲ 5.1	2.3	▲ 1.1
医 療	▲ 3.2	0.0	8.0	▲ 1.5	7.8	▲ 1.2
社 会 保 険 ・ 福 祉 ・ 介 護	▲ 6.7	▲ 8.8	▲ 5.1	▲ 8.5	▲ 1.3	▲ 1.0
複 合 サ ー ビ ス 事 業	39.4	▲ 13.0	39.1	4.7	3.9	▲ 53.1
サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	▲ 0.2	▲ 30.0	▲ 0.7	11.9	▲ 6.4	▲ 8.9
公 務 ・ そ の 他	138.1	15.8	4.4	▲ 16.0	▲ 35.3	9.9

(注) パートタイムを含む全数。平成19年11月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分により表章したもの。

- 建設業 前年に県外が就労場所となる大量求人を提出した事業所の求人数が減少したことが影響した。また、売上減少のため採用を抑制した事業所もみられた。
- 製造業 需要が堅調な食料品製造業や機械器具製造業等で求人が増加した。食料品製造業では、製麺業者から観光需要の回復に伴う土産物の増産等の増員求人が提出された。
- 情報通信業 求人提出時期のずれのほか、前年に求人があった事業所で採用計画の再検討をしていることによる減少もみられた。
- 運輸業、郵便業 人手不足が続いている中で、旅客運送業を中心に増加した。主な増加要因は、求人提出時期のずれ。障害者福祉事業への新規進出に伴う新たな求人募集を開始した事業所もみられた。
- 卸売業、小売業 前月に減少した卸売業で、求人が今月にずれた事業所が複数あった。一方、小売業で、前年にまとまった求人が出された反動等もあり、全体としては微増となった。
- 宿泊業、飲食サービス業 観光需要が回復している中で、宿泊業での求人の増加が続いている。また、飲食業でも、求人手続きのずれによる大幅な増加があったほか、来店客の回復に伴う求人の増加もみられた。
- 生活関連サービス業、娯楽業 多くの求人が提出されるレジャー施設で、求人提出時期のずれや前年にまとまった求人が出された反動等が主な減少要因となった。
- 医療、福祉 専門職を中心に人手不足が継続しており多くの求人が更新されているが、採用計画があるものの求人手続きが遅れた事業所もあり、全体としては小幅ながら減少した。
- サービス業 労働者派遣業では、人手不足による需要を受けて求人が増加したが、警備業や建物サービス業等で求人が減少した影響が上回る形となった。

(4) 求職の動向

新規求職者数 4,083 人 (前年同月比 3.1%増加)

パートを含む新規求職者(原数値)は、前年同月比 3.1%増と 3 か月ぶりに増加した。うち、一般求職者は 1.2%増と 4 か月ぶりに増加、パート求職者は 5.8%増と 6 か月連続で増加した。

○職業別常用有効求人倍率

(倍)

専門・技術的職業従事者	1.73
事務従事者	0.55
販売従事者	2.33
サービス職業従事者	2.99
生産工程従事者	2.25
輸送・機械運転従事者	2.19
建設・採掘従事者	6.35
運搬・清掃・包装等従事者	1.05

(注)1. 各職業は、雇用期間 4 か月未満の臨時・季節を除きパートを含む常用の原数値。
2. 職業分類は、平成 21 年 12 月改定の「日本標準職業分類」に基づく区分。

※ 職業別の求人・求職の状況について、詳しくは香川労働局ホームページの「事例・統計情報」欄掲載の「労働市場情報」をご覧ください。

(<https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/>)

[年齢別の動き]

パートを除く常用新規求職者は前年同月比 1.0%増と 4 か月ぶりに増加した。常用有効求職者は前年同月比 1.3%減と 6 か月連続で減少した。

○年齢別常用求職者の前年同月比の推移

(%)

		年 齢 計	24 歳以下	25～34 歳	35～44 歳	45～54 歳	55 歳以上	60 歳以上
常用 新規 求職	5 年 1 月	0.4	▲15.1	▲5.8	▲3.2	▲0.3	19.9	23.0
	2 月	▲0.7	▲12.9	5.3	▲4.1	1.3	1.3	2.4
	3 月	▲4.9	▲3.9	▲3.9	▲7.3	▲6.5	▲2.4	▲10.0
	4 月	▲1.8	▲6.3	▲5.3	1.8	▲4.9	4.2	7.0
	5 月	1.0	▲8.4	▲3.4	▲8.3	11.3	8.2	21.5
常用 有効 求職	5 年 1 月	▲1.0	0.6	1.1	▲5.2	▲4.5	4.0	2.2
	2 月	▲0.5	▲6.4	0.9	▲3.4	▲1.7	4.9	3.0
	3 月	▲1.9	▲5.8	1.1	▲3.5	▲4.2	1.2	▲2.1
	4 月	▲1.0	▲3.9	1.3	▲1.8	▲2.1	0.2	▲1.9
	5 月	▲1.3	▲3.7	▲1.5	▲5.6	1.9	0.4	0.9

(注)雇用期間 4 か月未満の臨時・季節及びパートを除く、常用。

[求職理由別の動き]

パートを除く常用新規求職者のうち、在職者は前年同月比 7.6%減と 8 か月連続で減少、離職者は 6.4%増と 3 か月ぶりに増加した。うち、事業主都合離職者は 30.9%増と 2 か月連続で増加、自己都合離職者は 1.7%増と 4 か月ぶりに増加した。無業者は 0.7%減と 3 か月連続で減少した。

○求職理由別常用新規求職者の前年同月比

(%)

		年 齢 計	24 歳以下	25～34 歳	35～44 歳	45～54 歳	55 歳以上	60 歳以上
計		1.0	▲8.4	▲3.4	▲8.3	11.3	8.2	21.5
求 職 理 由	在 職 者	▲7.6	▲16.7	▲12.0	▲17.3	2.0	7.6	32.7
	離 職 者	6.4	▲4.1	2.8	▲4.5	18.5	9.7	17.8
	事業主都合	30.9	▲21.4	25.8	2.1	47.9	41.4	67.9
	自己都合	1.7	▲2.3	0.8	▲5.8	11.9	0.5	7.7
	無 業 者	▲0.7	▲5.4	0.0	35.0	▲8.0	▲16.7	75.0

(注)雇用期間 4 か月未満の臨時・季節及びパートを除く、常用。

(注)令和 3 年 9 月以降の数値より、オンライン上で求職登録した求職者数が含まれている。

(5) 就職の動向

就職件数 1,260 件 (前年同月比 1.3%減少)

パートを含む就職件数は、前年同月比 1.3%減と 4 か月ぶりに減少した。うち一般は 1.5%増と 2 か月連続で増加、パートは 4.2%減と 4 か月ぶりに減少した。

パートを含む新規就職率は 30.9%で、前年同月を 1.3 ポイント下回った。

○就職件数の前年同月比

(%)

	全 数	一 般	パート	
			44 歳以下	45 歳以上
5 年 1 月	▲6.5	▲3.4	▲0.3	▲7.6
2 月	5.9	▲0.9	▲4.9	4.4
3 月	2.4	▲5.5	▲10.8	0.4
4 月	13.4	12.5	12.1	13.1
5 月	▲1.3	1.5	▲2.5	6.4

(注) 令和 3 年 9 月以降の数値より、オンライン上で求職登録した求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数が含まれている。

(6) 雇用保険関係

受給者実人員 3,306 人 (前年同月比 9.6%増加)

[受給者実人員の動き]

受給者実人員は、前年同月比 9.6%増と 4 か月連続で増加した。

○年齢別受給者実人員

(人、%)

	受給者実人員	前年同月比
年 齢 計	3,306	9.6
29 歳以下	467	17.3
30～44 歳	823	5.1
45～59 歳	1,201	7.8
60 歳以上	815	12.9
44 歳以下	1,290	9.2
45 歳以上	2,016	9.8

[事業主都合解雇者の動き]

事業主都合解雇者数は、前年同月比 27.9%減と 5 か月ぶりに減少した。

建設業は 2 か月連続で減少、製造業は 5 か月ぶりに減少、運輸、郵便業は 2 か月連続で増加、卸売・小売業は 2 か月連続で減少、宿泊業、飲食サービス業は 2 か月連続で減少、医療、福祉は 2 か月連続で増加、サービス業は 4 か月連続で減少した。

○産業別事業主都合解雇者

(人、%)

	解雇者数	前年同月比
産 業 計	142	▲27.9
建設業	14	▲36.4
製造業	17	▲15.0
運輸、郵便業	18	28.6
卸売、小売業	27	▲50.9
宿泊、飲食サービス業	4	▲50.0
医療、福祉	24	20.0
サービス業	6	▲33.3

(注) 1. 「高年齢＋特例」被保険者を含む。

2. 平成 19 年 11 月改定の「日本標準産業分類」を平成 21 年 4 月より適用、集計したもの。

2. 経済情勢（2023年6月12日 日本銀行高松支店「香川県金融経済概況」より抜粋）

概 況

- 香川県内の景気は、緩やかに持ち直している。

すなわち、設備投資は増加している。個人消費は持ち直している。住宅投資は弱めの動きとなっている。公共投資は減少している。こうした中、企業の生産は、横ばい圏内の動きとなっている。雇用・所得情勢をみると、労働需給は緩やかに改善しており、雇用者所得は改善に向かいつつある。

実体経済

- 最終需要の動向をみると、以下のとおり。

設備投資は、増加している。

3月短観における設備投資（全産業）をみると、2022年度は、前年を下回る見込みとなっている。2023年度は、現時点では、前年を上回る計画となっている。

個人消費は、持ち直している。

大型小売店の売上は、持ち直している。

乗用車販売は、振れを伴いつつも、緩やかに持ち直している。

家電販売は、このところ弱めの動きとなっている。

住宅投資は、弱めの動きとなっている。

公共投資は、減少している。

- 企業の生産は、横ばい圏内の動きとなっている。

化学は、振れを伴いつつも、高めの水準で推移している。汎用・生産用機械、金属製品、窯業・土石は、持ち直している。非鉄金属、食料品は、横ばい圏内の動きとなっている。輸送機械は、生産水準が幾分低下している。電気機械は、弱めの動きが続いている。

- 雇用・所得情勢をみると、労働需給は緩やかに改善しており、雇用者所得は改善に向かいつつある。

- 消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、2%台前半のプラスとなっている。

2023年5月分

職業別求人・求職状況
(常用的パートタイム)

香川労働局

有効求人数		有効求人倍率 (倍)		有効求職者数			
	構成比				構成比	男	女
7,515	100.0%	1.07	職業計	7,045	100.0%	2,253	4,785
2	0.0%	0.29	A 管理的職業従事者	7	0.1%	5	2
1,102	14.7%	1.44	B 専門的・技術的職業従事者	764	10.8%	150	613
2	0.0%	0.50	07製造技術者（開発）	4	0.1%	4	0
7	0.1%	0.19	08製造技術者（開発を除く）	36	0.5%	18	18
4	0.1%	0.25	09建築・土木・測量技術者	16	0.2%	13	3
39	0.5%	1.56	12医師，歯科医師，獣医師，薬剤師	25	0.4%	5	20
377	5.0%	1.43	13保健師，助産師，看護師	264	3.7%	10	254
152	2.0%	2.76	14医療技術者	55	0.8%	9	46
33	0.4%	0.70	15その他の保健医療従事者	47	0.7%	17	30
278	3.7%	1.67	16社会福祉専門職業従事者	166	2.4%	10	156
5	0.1%	0.13	22美術家，デザイナー，写真家，映像撮影者	38	0.5%	5	32
197	2.6%	2.10	05.06.17～21.23.24その他の専門的職業	94	1.3%	44	50
763	10.2%	0.55	C 事務従事者	1,387	19.7%	236	1,150
605	8.1%	0.49	25一般事務従事者	1,247	17.7%	196	1,050
47	0.6%	0.87	26会計事務従事者	54	0.8%	14	40
41	0.5%	2.41	28営業・販売事務従事者	17	0.2%	5	12
803	10.7%	2.75	D 販売従事者	292	4.1%	70	222
706	9.4%	2.77	32商品販売従事者	255	3.6%	42	213
22	0.3%	0.67	34営業職業従事者	33	0.5%	27	6
2,592	34.5%	3.55	E サービス職業従事者	731	10.4%	122	608
659	8.8%	3.17	36介護サービス職業従事者	208	3.0%	22	186
121	1.6%	3.03	37保健医療サービス職業従事者	40	0.6%	2	38
85	1.1%	2.50	38生活衛生サービス職業従事者	34	0.5%	4	30
797	10.6%	3.61	39飲食物調理従事者	221	3.1%	30	191
611	8.1%	5.82	40接客・給仕職業従事者	105	1.5%	16	88
106	1.4%	3.03	41居住施設・ビル等管理人	35	0.5%	30	5
193	2.6%	2.35	42その他のサービス職業従事者	82	1.2%	17	65
158	2.1%	4.16	F 保安職業従事者	38	0.5%	37	1
85	1.1%	1.12	G 農林漁業従事者	76	1.1%	45	31
396	5.3%	1.52	H 生産工程従事者	260	3.7%	114	146
0	0.0%	0.00	49生産設備制御・監視従事者（金属製品）	4	0.1%	1	3
6	0.1%	2.00	50生産設備制御・監視従事者（金属製品を除く）	3	0.0%	1	2
12	0.2%	0.55	52製品製造・加工処理従事者（金属製品）	22	0.3%	13	9
299	4.0%	2.03	53製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）	147	2.1%	52	95
34	0.5%	2.27	54機械組立従事者	15	0.2%	11	4
21	0.3%	2.33	55機械整備・修理従事者	9	0.1%	9	0
6	0.1%	1.00	57製品検査従事者（金属製品を除く）	6	0.1%	2	4
4	0.1%	—	58機械検査従事者	0	0.0%	0	0
7	0.1%	0.14	59生産関連・生産類似作業従事者	51	0.7%	23	28
188	2.5%	1.53	I 輸送・機械運転従事者	123	1.7%	119	4
171	2.3%	1.88	61自動車運転従事者	91	1.3%	88	3
6	0.1%	0.40	64定置・建設機械運転従事者	15	0.2%	15	0
28	0.4%	1.27	J 建設・採掘従事者	22	0.3%	22	0
4	0.1%	—	65建設躯体工事従事者	0	0.0%	0	0
7	0.1%	0.70	66建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）	10	0.1%	10	0
7	0.1%	1.17	67電気工事従事者	6	0.1%	6	0
10	0.1%	1.67	68土木作業従事者	6	0.1%	6	0
1,398	18.6%	1.04	K 運搬・清掃・包装等従事者	1,346	19.1%	567	778
197	2.6%	1.28	70運搬従事者	154	2.2%	110	44
739	9.8%	2.25	71清掃従事者	328	4.7%	104	224
119	1.6%	2.70	72包装従事者	44	0.6%	10	34
1,265	16.8%	2.39	(福祉関連計)	529	7.5%	40	489

* 平成21年12月改定の「日本標準職業分類」に基づく区分により表章したもの。

* 有効求職者数には、オンライン上で求職登録した求職者数を含む。

2023年5月分

職業別 求人賃金、求職者希望賃金
(臨時を除く、常用)

香川労働局

単位：円

	求 人 賃 金						求職者希望賃金
	フルタイム		(月額)	パート		(時間額)	フルタイム
	上限	下限		上限	下限	(月額)	
職業計	257,610	～	196,183	1,120	～	1,009	203,054
A 管理的職業従事者	331,357	～	247,467	-	～	-	393,333
B 専門的・技術的職業従事者	284,180	～	212,859	1,441	～	1,244	220,149
07製造技術者（開発）	286,751	～	195,418	-	～	-	
08製造技術者（開発を除く）	249,182	～	187,390	3,916	～	3,916	
09建築・土木・測量技術者	373,088	～	237,591	-	～	-	
12医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	340,270	～	275,227	2,287	～	1,956	
13保健師、助産師、看護師	279,855	～	218,057	1,480	～	1,279	
14医療技術者	269,578	～	210,573	1,605	～	1,297	
16社会福祉専門職業従事者	236,862	～	203,197	1,158	～	1,042	
C 事務従事者	230,392	～	182,134	1,065	～	977	183,656
25一般事務従事者	207,666	～	173,258	1,057	～	973	
26会計事務従事者	259,460	～	189,952	1,111	～	959	
28営業・販売事務従事者	305,209	～	206,452	1,176	～	1,042	
D 販売従事者	274,745	～	205,286	993	～	949	223,893
32商品販売従事者	226,417	～	179,276	993	～	948	
34営業職業従事者	286,275	～	211,491	1,072	～	1,072	
E サービス職業従事者	222,383	～	179,022	1,119	～	972	187,630
36介護サービス職業従事者	229,663	～	187,995	1,220	～	1,014	
37保健医療サービス職業従事者	208,653	～	172,342	1,113	～	965	
39飲食物調理従事者	207,350	～	172,065	1,028	～	938	
40接客・給仕職業従事者	243,007	～	179,639	1,044	～	946	
41居住施設・ビル等管理人	181,722	～	152,630	969	～	969	
F 保安職業従事者	199,152	～	168,719	1,006	～	954	195,385
G 農林漁業従事者	229,683	～	179,844	986	～	942	193,750
H 生産工程従事者	256,616	～	190,416	1,030	～	937	207,632
50生産設備制御・監視従事者（金属製品を除く）	244,669	～	199,951	1,000	～	907	
52製品製造・加工処理従事者（金属製品）	276,063	～	197,836	1,150	～	979	
53製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）	231,658	～	182,668	988	～	919	
55機械整備・修理従事者	269,760	～	189,999	1,269	～	945	
57製品検査従事者（金属製品を除く）	234,008	～	184,695	1,125	～	880	
58機械検査従事者	259,005	～	167,931	1,090	～	947	
59生産関連・生産類似作業従事者	299,524	～	206,046	1,175	～	1,025	
I 輸送・機械運転従事者	283,815	～	217,538	1,086	～	1,027	235,789
61自動車運転従事者	280,397	～	217,182	1,091	～	1,028	
64定置・建設機械運転従事者	314,711	～	225,097	1,000	～	878	
J 建設・採掘従事者	309,206	～	205,147	1,325	～	1,083	238,108
65建設躯体工事従事者	313,797	～	202,986	-	～	-	
66建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）	301,636	～	202,563	1,875	～	1,250	
67電気工事従事者	297,071	～	189,430	1,100	～	1,000	
68土木作業従事者	318,687	～	215,962	1,000	～	1,000	
K 運搬・清掃・包装等従事者	228,553	～	185,452	993	～	955	190,131
70運搬従事者	250,512	～	194,914	1,042	～	991	
71清掃従事者	203,306	～	174,326	971	～	950	
72包装従事者	202,660	～	173,573	951	～	924	
73その他の運搬・清掃・包装従事者	210,692	～	178,183	1,017	～	951	

* 集計月の新規求人、新規求職者を対象として、各項目毎に単純平均したものです。

* 集計表中で「-」表示は、対象となるデータがないことを表しています。

* 求職者希望賃金は、ハローワーク利用登録者の方のみの数値です。

2023年5月分

職業別 求人賃金、求職者希望賃金

(臨時を除く、常用)

ハローワーク 高松

単位：円

	求 人 賃 金					求職者希望賃金
	フルタイム (月額)		パート (時間額)		フルタイム (月額)	
	上限	下限	上限	下限		
職業計	258,831	～ 196,510	1,108	～ 1,010	204,932	
A 管理的職業従事者	327,403	～ 242,284	-	～ -	393,333	
B 専門的・技術的職業従事者	288,226	～ 213,279	1,454	～ 1,261	221,027	
07製造技術者（開発）	279,249	～ 191,429	-	～ -		
08製造技術者（開発を除く）	230,927	～ 176,573	3,916	～ 3,916		
09建築・土木・測量技術者	374,605	～ 237,883	-	～ -		
12医師，歯科医師，獣医師，薬剤師	270,737	～ 256,571	2,311	～ 2,023		
13保健師，助産師，看護師	280,965	～ 223,121	1,527	～ 1,329		
14医療技術者	272,188	～ 214,282	1,671	～ 1,353		
16社会福祉専門職業従事者	240,807	～ 201,236	1,161	～ 1,045		
C 事務従事者	241,393	～ 187,730	1,074	～ 987	182,857	
25一般事務従事者	212,288	～ 178,061	1,062	～ 981		
26会計事務従事者	279,776	～ 204,356	1,087	～ 970		
28営業・販売事務従事者	323,637	～ 212,876	1,254	～ 1,086		
D 販売従事者	285,061	～ 212,420	1,003	～ 971	230,429	
32商品販売従事者	237,712	～ 189,843	1,004	～ 967		
34営業職業従事者	293,279	～ 216,338	1,134	～ 1,134		
E サービス職業従事者	218,268	～ 176,834	1,070	～ 961	188,558	
36介護サービス職業従事者	232,662	～ 188,731	1,228	～ 1,011		
37保健医療サービス職業従事者	214,150	～ 173,419	1,086	～ 983		
39飲食物調理従事者	203,448	～ 169,736	1,025	～ 932		
40接客・給仕職業従事者	235,342	～ 179,169	996	～ 934		
41居住施設・ビル等管理人	181,722	～ 152,630	969	～ 969		
F 保安職業従事者	195,946	～ 171,776	1,008	～ 952	196,667	
G 農林漁業従事者	237,845	～ 170,363	1,015	～ 975	194,444	
H 生産工程従事者	266,739	～ 194,897	1,097	～ 964	210,500	
50生産設備制御・監視従事者（金属製品を除く）	255,000	～ 182,650	1,000	～ 907		
52製品製造・加工処理従事者（金属製品）	260,926	～ 187,678	1,200	～ 1,000		
53製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）	252,834	～ 192,717	1,028	～ 942		
55機械整備・修理従事者	274,038	～ 199,053	1,292	～ 960		
57製品検査従事者（金属製品を除く）	-	-	1,125	～ 880		
58機械検査従事者	400,000	～ 180,000	-	～ -		
59生産関連・生産類似作業従事者	300,600	～ 214,000	1,233	～ 1,033		
I 輸送・機械運転従事者	288,090	～ 220,140	1,097	～ 1,042	239,661	
61自動車運転従事者	290,604	～ 221,597	1,087	～ 1,032		
64定置・建設機械運転従事者	293,732	～ 221,351	1,000	～ 878		
J 建設・採掘従事者	309,587	～ 200,758	1,875	～ 1,250	235,294	
65建設躯体工事従事者	308,589	～ 207,089	-	～ -		
66建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）	310,705	～ 201,573	1,875	～ 1,250		
67電気工事従事者	295,752	～ 184,881	-	～ -		
68土木作業従事者	324,550	～ 215,448	-	～ -		
K 運搬・清掃・包装等従事者	233,437	～ 184,740	993	～ 953	190,299	
70運搬従事者	256,075	～ 195,091	1,072	～ 996		
71清掃従事者	190,393	～ 167,503	972	～ 952		
72包装従事者	210,000	～ 170,000	928	～ 920		
73その他の運搬・清掃・包装従事者	215,692	～ 174,431	1,013	～ 942		

* 集計月の新規求人、新規求職者を対象として、各項目毎に単純平均したものです。

* 集計表中で「-」表示は、対象となるデータがないことを表しています。

* 求職者希望賃金は、ハローワーク利用登録者の方のみの数値です。

2023年5月分

職業別 求人賃金、求職者希望賃金

(臨時を除く、常用)

ハローワーク 丸亀

単位：円

	求 人 賃 金				求職者希望賃金 フルタイム (月額)
	フルタイム 上限	(月額) 下限	パート 上限	(時間額) 下限	
職業計	261,461	～ 199,013	1,138	～ 1,021	206,043
A 管理的職業従事者	364,833	～ 280,000	-	～ -	-
B 専門的・技術的職業従事者	269,026	～ 211,708	1,401	～ 1,206	224,483
07製造技術者(開発)	275,000	～ 190,000	-	～ -	
08製造技術者(開発を除く)	276,667	～ 176,667	-	～ -	
09建築・土木・測量技術者	379,400	～ 216,293	-	～ -	
12医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	312,500	～ 277,500	2,066	～ 1,933	
13保健師、助産師、看護師	268,695	～ 215,007	1,437	～ 1,208	
14医療技術者	284,567	～ 216,467	1,495	～ 1,223	
16社会福祉専門職業従事者	239,564	～ 217,879	1,160	～ 1,048	
C 事務従事者	220,606	～ 177,308	1,051	～ 952	185,000
25一般事務従事者	205,914	～ 169,764	1,053	～ 965	
26会計事務従事者	243,563	～ 169,625	1,180	～ 890	
28営業・販売事務従事者	226,667	～ 177,000	-	～ -	
D 販売従事者	236,974	～ 182,174	985	～ 928	205,714
32商品販売従事者	208,420	～ 166,349	985	～ 928	
34営業職業従事者	248,078	～ 188,328	-	～ -	
E サービス職業従事者	235,284	～ 185,790	1,119	～ 981	191,395
36介護サービス職業従事者	226,623	～ 191,310	1,135	～ 1,035	
37保健医療サービス職業従事者	211,771	～ 181,654	1,091	～ 988	
39飲食調理従事者	219,344	～ 174,569	1,014	～ 959	
40接客・給仕職業従事者	264,600	～ 182,228	1,014	～ 964	
41居住施設・ビル等管理人	-	～ -	-	～ -	
F 保安職業従事者	207,039	～ 157,254	988	～ 957	125,000
G 農林漁業従事者	249,920	～ 181,520	997	～ 962	210,000
H 生産工程従事者	262,538	～ 194,300	1,056	～ 958	212,830
50生産設備制御・監視従事者(金属製品を除く)	229,957	～ 199,252	-	～ -	
52製品製造・加工処理従事者(金属製品)	297,948	～ 224,624	-	～ -	
53製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	239,404	～ 180,175	1,133	～ 983	
55機械整備・修理従事者	257,867	～ 169,914	-	～ -	
57製品検査従事者(金属製品を除く)	185,000	～ 185,000	-	～ -	
58機械検査従事者	188,508	～ 161,897	1,090	～ 947	
59生産関連・生産類似作業従事者	298,689	～ 205,824	-	～ -	
I 輸送・機械運転従事者	316,599	～ 229,428	1,050	～ 985	231,176
61自動車運転従事者	293,036	～ 226,936	1,050	～ 985	
64定置・建設機械運転従事者	351,037	～ 233,069	-	～ -	
J 建設・採掘従事者	330,574	～ 215,088	-	～ -	214,286
65建設躯体工事従事者	300,120	～ 193,613	-	～ -	
66建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)	325,183	～ 203,525	-	～ -	
67電気工事従事者	305,833	～ 197,833	-	～ -	
68土木作業従事者	341,381	～ 224,331	-	～ -	
K 運搬・清掃・包装等従事者	231,267	～ 193,791	980	～ 955	199,583
70運搬従事者	237,575	～ 199,960	1,054	～ 1,038	
71清掃従事者	244,015	～ 199,103	960	～ 934	
72包装従事者	172,800	～ 155,520	880	～ 878	
73その他の運搬・清掃・包装従事者	220,869	～ 185,497	985	～ 952	

* 集計月の新規求人、新規求職者を対象として、各項目毎に単純平均したものです。

* 集計表中で「-」表示は、対象となるデータがないことを表しています。

* 求職者希望賃金は、ハローワーク利用登録者の方のみの数値です。

2023年5月分

職業別 求人賃金、求職者希望賃金

(臨時を除く、常用)

ハローワーク 坂出

単位：円

	求 人 賃 金				求職者希望賃金 フルタイム (月額)
	フルタイム 上限	(月額) 下限	パート 上限	(時間額) 下限	
職業計	258,351	～ 198,326	1,199	～ 1,022	208,465
A 管理的職業従事者	366,000	～ 300,000	-	～ -	-
B 専門的・技術的職業従事者	285,868	～ 213,456	1,394	～ 1,232	237,333
07製造技術者(開発)	320,000	～ 203,222	-	～ -	
08製造技術者(開発を除く)	250,316	～ 194,676	-	～ -	
09建築・土木・測量技術者	394,117	～ 254,076	-	～ -	
12医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	348,150	～ 258,650	-	～ -	
13保健師、助産師、看護師	286,670	～ 221,331	1,407	～ 1,307	
14医療技術者	259,425	～ 209,244	1,640	～ 1,302	
16社会福祉専門職業従事者	236,043	～ 194,379	1,181	～ 1,071	
C 事務従事者	211,313	～ 171,146	1,037	～ 968	190,833
25一般事務従事者	205,643	～ 167,478	1,016	～ 969	
26会計事務従事者	232,500	～ 175,000	1,233	～ 1,000	
28営業・販売事務従事者	235,000	～ 200,000	-	～ -	
D 販売従事者	305,304	～ 211,982	1,002	～ 932	254,000
32商品販売従事者	256,000	～ 177,500	1,002	～ 927	
34営業職業従事者	311,467	～ 216,293	1,000	～ 1,000	
E サービス職業従事者	233,160	～ 187,704	1,443	～ 1,038	182,105
36介護サービス職業従事者	229,386	～ 190,805	1,286	～ 997	
37保健医療サービス職業従事者	187,615	～ 162,669	943	～ 903	
39飲食調理従事者	261,795	～ 207,704	1,091	～ 954	
40接客・給仕職業従事者	278,333	～ 187,500	1,229	～ 969	
41居住施設・ビル等管理人	-	～ -	-	～ -	
F 保安職業従事者	216,200	～ 184,000	1,011	～ 961	-
G 農林漁業従事者	282,600	～ 212,700	900	～ 890	165,000
H 生産工程従事者	268,669	～ 199,686	968	～ 909	208,276
50生産設備制御・監視従事者(金属製品を除く)	-	～ -	-	～ -	
52製品製造・加工処理従事者(金属製品)	319,386	～ 206,582	-	～ -	
53製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	236,528	～ 199,007	968	～ 909	
55機械整備・修理従事者	273,090	～ 189,214	-	～ -	
57製品検査従事者(金属製品を除く)	-	～ -	-	～ -	
58機械検査従事者	-	～ -	-	～ -	
59生産関連・生産類似作業従事者	330,933	～ 219,107	-	～ -	
I 輸送・機械運転従事者	252,254	～ 203,077	1,133	～ 1,133	239,286
61自動車運転従事者	255,387	～ 202,713	1,133	～ 1,133	
64定置・建設機械運転従事者	255,150	～ 222,100	-	～ -	
J 建設・採掘従事者	278,729	～ 196,943	1,100	～ 1,000	200,000
65建設躯体工事従事者	291,000	～ 194,600	-	～ -	
66建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)	257,900	～ 196,275	-	～ -	
67電気工事従事者	293,900	～ 180,000	1,100	～ 1,000	
68土木作業従事者	289,767	～ 212,733	-	～ -	
K 運搬・清掃・包装等従事者	234,037	～ 192,078	1,010	～ 973	184,118
70運搬従事者	282,236	～ 209,589	973	～ 941	
71清掃従事者	178,075	～ 168,741	957	～ 938	
72包装従事者	203,420	～ 179,490	1,100	～ 1,053	
73その他の運搬・清掃・包装従事者	201,459	～ 182,128	1,067	～ 1,012	

* 集計月の新規求人、新規求職者を対象として、各項目毎に単純平均したものです。

* 集計表中で「-」表示は、対象となるデータがないことを表しています。

* 求職者希望賃金は、ハローワーク利用登録者の方のみの数値です。

2023年5月分

職業別 求人賃金、求職者希望賃金

(臨時を除く、常用)

ハローワーク 観音寺

単位：円

	求 人 賃 金						求職者希望賃金 フルタイム (月額)
	フルタイム 上限	(月額) 下限	パート 上限	(時間額) 下限			
職業計	248,471	～ 191,933	1,099	～ 990			197,261
A 管理的職業従事者	340,000	～ 240,000	-	～ -			-
B 専門的・技術的職業従事者	276,059	～ 206,938	1,484	～ 1,260			215,758
07製造技術者（開発）	282,500	～ 212,500	-	～ -			
08製造技術者（開発を除く）	220,000	～ 205,000	-	～ -			
09建築・土木・測量技術者	365,455	～ 232,636	-	～ -			
12医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	400,000	～ 296,000	2,300	～ 1,900			
13保健師、助産師、看護師	265,161	～ 196,883	1,393	～ 1,224			
14医療技術者	174,700	～ 156,400	1,767	～ 1,433			
16社会福祉専門職業従事者	226,500	～ 197,480	1,053	～ 903			
C 事務従事者	216,001	～ 177,050	1,082	～ 981			175,000
25一般事務従事者	191,121	～ 165,692	1,097	～ 964			
26会計事務従事者	229,259	～ 179,699	880	～ 880			
28営業・販売事務従事者	243,813	～ 169,425	900	～ 890			
D 販売従事者	263,587	～ 198,718	944	～ 921			206,000
32商品販売従事者	229,135	～ 176,305	944	～ 918			
34営業職業従事者	283,274	～ 211,524	950	～ 950			
E サービス職業従事者	217,491	～ 174,474	1,107	～ 948			180,435
36介護サービス職業従事者	221,775	～ 180,731	1,167	～ 977			
37保健医療サービス職業従事者	191,700	～ 152,820	1,400	～ 950			
39飲食調理従事者	210,567	～ 173,467	1,009	～ 921			
40接客・給仕職業従事者	235,000	～ 155,000	1,088	～ 948			
41居住施設・ビル等管理人	-	～ -	-	～ -			
F 保安職業従事者	-	～ -	-	～ -			183,333
G 農林漁業従事者	216,738	～ 201,818	1,000	～ 917			220,000
H 生産工程従事者	238,798	～ 183,876	1,013	～ 929			199,318
50生産設備制御・監視従事者（金属製品を除く）	252,900	～ 203,900	-	～ -			
52製品製造・加工処理従事者（金属製品）	264,909	～ 186,756	-	～ -			
53製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）	218,015	～ 176,083	990	～ 919			
55機械整備・修理従事者	250,200	～ 186,200	1,200	～ 900			
57製品検査従事者（金属製品を除く）	213,412	～ 174,512	-	～ -			
58機械検査従事者	-	～ -	-	～ -			
59生産関連・生産類似作業従事者	270,958	～ 192,945	-	～ -			
I 輸送・機械運転従事者	320,757	～ 241,586	1,113	～ 997			219,375
61自動車運転従事者	332,946	～ 251,833	1,143	～ 1,011			
64定置・建設機械運転従事者	285,000	～ 202,500	-	～ -			
J 建設・採掘従事者	309,395	～ 213,097	-	～ -			265,000
65建設躯体工事従事者	364,000	～ 209,480	-	～ -			
66建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）	305,000	～ 235,000	-	～ -			
67電気工事従事者	283,333	～ 208,183	-	～ -			
68土木作業従事者	288,722	～ 211,876	-	～ -			
K 運搬・清掃・包装等従事者	207,021	～ 173,237	999	～ 961			194,286
70運搬従事者	215,245	～ 175,914	975	～ 925			
71清掃従事者	202,800	～ 178,464	1,001	～ 988			
72包装従事者	175,600	～ 156,430	910	～ 860			
73その他の運搬・清掃・包装従事者	230,850	～ 190,850	1,025	～ 923			

* 集計月の新規求人、新規求職者を対象として、各項目毎に単純平均したものです。

* 集計表中で「-」表示は、対象となるデータがないことを表しています。

* 求職者希望賃金は、ハローワーク利用登録者の方のみの数値です。

2023年5月分

職業別 求人賃金、求職者希望賃金

(臨時を除く、常用)

ハローワーク さぬき

単位：円

	求 人 賃 金				求職者希望賃金 フルタイム (月額)
	フルタイム 上限	(月額) 下限	パート 上限	(時間額) 下限	
職業計	257,933	～ 191,907	1,144	～ 1,002	199,212
A 管理的職業従事者	238,300	～ 190,000	-	～ -	-
B 専門的・技術的職業従事者	294,029	～ 212,336	1,465	～ 1,241	201,304
07製造技術者（開発）	211,300	～ 200,000	-	～ -	-
08製造技術者（開発を除く）	300,000	～ 210,000	-	～ -	-
09建築・土木・測量技術者	319,375	～ 216,375	-	～ -	-
12医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	445,000	～ 317,500	2,800	～ 1,800	-
13保健師、助産師、看護師	279,786	～ 200,437	1,665	～ 1,444	-
14医療技術者	300,000	～ 216,667	1,400	～ 1,100	-
16社会福祉専門職業従事者	210,900	～ 170,700	1,158	～ 1,050	-
C 事務従事者	229,906	～ 179,628	1,051	～ 936	185,208
25一般事務従事者	229,286	～ 171,429	1,051	～ 935	-
26会計事務従事者	-	～ -	1,050	～ 950	-
28営業・販売事務従事者	248,700	～ 194,913	-	～ -	-
D 販売従事者	263,399	～ 200,761	1,035	～ 902	224,545
32商品販売従事者	159,390	～ 159,390	1,098	～ 940	-
34営業職業従事者	269,518	～ 203,194	-	～ -	-
E サービス職業従事者	244,411	～ 188,425	1,170	～ 997	188,824
36介護サービス職業従事者	248,059	～ 186,730	1,333	～ 1,041	-
37保健医療サービス職業従事者	214,652	～ 160,112	1,089	～ 964	-
39飲食調理従事者	256,240	～ 213,333	1,010	～ 897	-
40接客・給仕職業従事者	-	～ -	942	～ 922	-
41居住施設・ビル等管理人	-	～ -	-	～ -	-
F 保安職業従事者	-	～ -	-	～ -	237,500
G 農林漁業従事者	193,400	～ 152,700	933	～ 893	185,000
H 生産工程従事者	250,378	～ 181,157	975	～ 917	202,381
50生産設備制御・監視従事者（金属製品を除く）	-	～ -	-	～ -	-
52製品製造・加工処理従事者（金属製品）	233,387	～ 183,527	1,125	～ 969	-
53製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）	229,750	～ 171,366	943	～ 898	-
55機械整備・修理従事者	280,917	～ 173,271	-	～ -	-
57製品検査従事者（金属製品を除く）	310,000	～ 210,000	-	～ -	-
58機械検査従事者	-	～ -	-	～ -	-
59生産関連・生産類似作業従事者	345,000	～ 215,333	1,000	～ 1,000	-
I 輸送・機械運転従事者	225,033	～ 188,050	1,100	～ 1,000	242,857
61自動車運転従事者	225,033	～ 188,050	1,100	～ 1,000	-
64定置・建設機械運転従事者	-	～ -	-	～ -	-
J 建設・採掘従事者	279,815	～ 199,875	1,000	～ 1,000	273,333
65建設躯体工事従事者	209,950	～ 187,850	-	～ -	-
66建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）	304,000	～ 204,000	-	～ -	-
67電気工事従事者	327,000	～ 210,025	-	～ -	-
68土木作業従事者	271,700	～ 197,808	1,000	～ 1,000	-
K 運搬・清掃・包装等従事者	209,000	～ 173,303	956	～ 898	182,609
70運搬従事者	183,250	～ 161,588	1,000	～ 890	-
71清掃従事者	214,167	～ 168,400	943	～ 880	-
72包装従事者	-	～ -	900	～ 890	-
73その他の運搬・清掃・包装従事者	221,000	～ 186,017	1,010	～ 935	-

* 集計月の新規求人、新規求職者を対象として、各項目毎に単純平均したものです。

* 集計表中で「-」表示は、対象となるデータがないことを表しています。

* 求職者希望賃金は、ハローワーク利用登録者の方のみの数値です。

2023年5月分

職業別 求人賃金、求職者希望賃金
(臨時を除く、常用)

ハローワーク土庄

単位：円

	求 人 賃 金				求職者希望賃金 フルタイム (月額)
	フルタイム 上限	(月額) 下限	パート 上限	(時間額) 下限	
職業計	246,090	～ 189,707	1,006	～ 949	192,245
A 管理的職業従事者	-	～ -	-	～ -	-
B 専門的・技術的職業従事者	288,784	～ 220,018	1,550	～ 1,150	161,667
07製造技術者(開発)	200,000	～ 153,100	-	～ -	
08製造技術者(開発を除く)	255,187	～ 197,804	-	～ -	
09建築・土木・測量技術者	388,200	～ 293,200	-	～ -	
12医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	318,600	～ 225,900	-	～ -	
13保健師、助産師、看護師	307,437	～ 226,934	1,550	～ 1,150	
14医療技術者	245,625	～ 182,525	-	～ -	
16社会福祉専門職業従事者	190,350	～ 170,500	-	～ -	
C 事務従事者	179,145	～ 150,303	948	～ 948	186,875
25一般事務従事者	179,145	～ 150,303	948	～ 948	
26会計事務従事者	-	～ -	-	～ -	
28営業・販売事務従事者	-	～ -	-	～ -	
D 販売従事者	212,465	～ 173,095	938	～ 911	160,000
32商品販売従事者	192,429	～ 161,189	938	～ 911	
34営業職業従事者	232,500	～ 185,000	-	～ -	
E サービス職業従事者	206,900	～ 170,701	1,007	～ 946	186,000
36介護サービス職業従事者	202,220	～ 168,182	1,000	～ 907	
37保健医療サービス職業従事者	175,000	～ 157,000	-	～ -	
39飲食調理従事者	-	～ -	1,000	～ 925	
40接客・給仕職業従事者	225,333	～ 179,467	1,050	～ 1,005	
41居住施設・ビル等管理人	-	～ -	-	～ -	
F 保安職業従事者	-	～ -	-	～ -	200,000
G 農林漁業従事者	170,600	～ 152,270	-	～ -	-
H 生産工程従事者	219,760	～ 163,218	926	～ 879	160,000
50生産設備制御・監視従事者(金属製品を除く)	-	～ -	-	～ -	
52製品製造・加工処理従事者(金属製品)	206,220	～ 176,400	-	～ -	
53製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	215,161	～ 162,507	926	～ 879	
55機械整備・修理従事者	250,000	～ 160,000	-	～ -	
57製品検査従事者(金属製品を除く)	-	～ -	-	～ -	
58機械検査従事者	-	～ -	-	～ -	
59生産関連・生産類似作業従事者	-	～ -	-	～ -	
I 輸送・機械運転従事者	250,440	～ 193,840	973	～ 973	250,000
61自動車運転従事者	250,440	～ 193,840	1,020	～ 1,020	
64定置・建設機械運転従事者	-	～ -	-	～ -	
J 建設・採掘従事者	301,120	～ 202,680	-	～ -	250,000
65建設躯体工事従事者	-	～ -	-	～ -	
66建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)	-	～ -	-	～ -	
67電気工事従事者	276,000	～ 207,000	-	～ -	
68土木作業従事者	307,400	～ 201,600	-	～ -	
K 運搬・清掃・包装等従事者	210,975	～ 168,718	989	～ 945	140,000
70運搬従事者	208,500	～ 166,610	1,127	～ 1,093	
71清掃従事者	250,000	～ 190,000	956	～ 922	
72包装従事者	265,000	～ 195,000	953	～ 903	
73その他の運搬・清掃・包装従事者	163,600	～ 145,507	943	～ 879	

* 集計月の新規求人、新規求職者を対象として、各項目毎に単純平均したものです。

* 集計表中で「-」表示は、対象となるデータがないことを表しています。

* 求職者希望賃金は、ハローワーク利用登録者の方のみの数値です。

事業主、
労務担当者様

ぜひ

秘密
厳守

相談・
専門家派遣
無料

専門家に相談 ください!

(社会保険労務士等)

☑ 取組みはお済みですか？

☐ 中小企業の月60時間を超える
割増賃金率の引き上げ

義務化(2023年4月)

☐ 育児・介護休業法改正

全面施行(2023年4月)

☐ パワーハラスメント防止措置

全面施行(2022年4月)

☐ 同一労働同一賃金

☐ 時間外労働の上限規制

☐ 年5日の年次有給休暇の確実な取得



ご都合に合わせた
相談方法が選べる!

「香川働き方改革推進支援センター」とは、働き方改革関連法の
内容にとどまらず、令和3年6月に改正された育児・介護休業法、
男性の育児休業取得促進、仕事と育児や介護の両立支援、不妊治療
と仕事との両立、職場におけるハラスメント防止措置、良質なテレ
ワーク、多様な正社員制度、兼業・副業など多様な働き方の実現に
向け、働き方改革を進める魅力ある企業に人材が集まるように支援
を行います。

相談方法

- ① 訪問コンサルティング
- ② オンラインコンサルティング
- ③ 電話・メール・来所

オンラインでの
ご相談にも対応可能



香川働き方改革推進支援センター

TEL 0120-000-849

受付時間 平日9:00~17:00

住所 〒760-0023

香川県高松市寿町2-2-10 高松寿町プライムビル2階

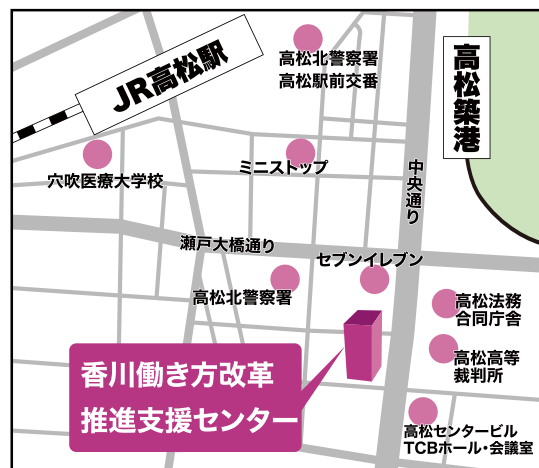
MAIL hk37@mb.langate.co.jp FAX 087-826-0421

URL <https://hatarakikataikaku.mhlw.go.jp/consultation/kagawa/>

相談・セミナー情報詳細は、
ホームページをご覧ください。

厚労省 香川 働き方改革

検索



訪問コンサルティング・セミナー開催申込書

香川働き方改革推進支援センター 宛

MAIL : hk37@mb.langate.co.jp
FAX : 087-826-0421

[illegible]

【個人情報取り扱いについて】

- 本申込書にご記入いただいた個人情報（以下「個人情報」）を取得する事業者：ランゲート株式会社（事業実施機関。以下「当社」）
- 当社の個人情報保護管理者および個人情報に関する問合せ先：
情報通信部 PMR 担当 E-MAIL：privacy@mb.langate.co.jp
- 取得した個人情報は、「令和 5 年度 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業」（以下「本事業」）の相談支援のためのみに利用します。
- 当社は、利用目的の達成に必要な範囲で、当社が定める個人情報保護の水準を満たした委託者（中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業 専門家）に、個人情報を委託することがあります。
- 当社は開示対象個人情報について、本人または代理人から受け付けた開示等の求めに応じます。
- 当社は、本事業の実施報告のため、本事業の委託者である香川労働局に、個人情報を書面にて提供することがあります。

※ 上記内容について ☐ 同意する (チェックしてください)

業務改善助成金とは？

※申請期限：令和6年1月31日
(事業完了期限：令和6年2月28日)

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金の
引き上げ



設備投資等
機械設備導入、コンサルティング、
人材育成・教育訓練など



業務改善助成金
を支給
(最大600万円)

※ 事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、交付決定後に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

対象事業者・申請の単位

- ・ 中小企業・小規模事業者であること
- ・ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと



別々に
申請

→ 以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立て、（工場や事務所などの労働者がいる）事業場ごとに申請いただきます。

対象となる設備投資など

助成対象事業場における、生産性向上に資する設備投資等が助成の対象となります。
また、一部の事業者については、助成対象となる経費が拡充されます。

経費区分	対象経費の例
機器・設備の導入	・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	店舗改装による配膳時間の短縮

助成対象経費の拡充や助成対象経費の具体例（「生産性向上のヒント集」）について、詳しくは、リーフレット中面をご覧ください。

助成金額の計算方法

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、いずれか安い方の金額となります。

<例>

○事業場内最低賃金が863円
→助成率9/10

○8人の労働者を953円まで引上げ（90円コース）
→助成上限額450万円

○設備投資などの額は600万円

540万円
(= 600万円×9/10)

(設備投資費用×助成率)

>

450万円
(= 助成上限額)

(90円コースの助成上限額)

→ 450万円が支給されます。

申請の流れや注意事項は
裏面をチェック！

助成上限額や助成率などの
詳細は中面をチェック！

助成上限額・助成率

助成上限額

コース 区分	事業場内 最低賃金の 引き上げ額	引き上げる 労働者数	助成上限額	
			右記以外 の事業者	事業場規模 30人未満の 事業者
30円 コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上※	120万円	130万円
45円 コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上※	180万円	180万円
60円 コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円 コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

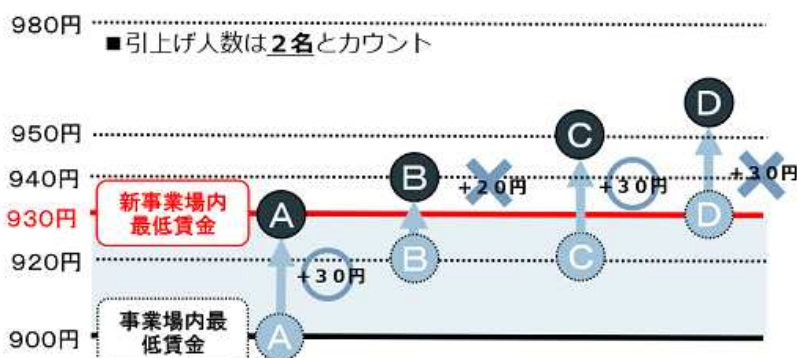
※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

「引き上げる労働者数」の数え方

- ▶ 事業場内最低賃金である労働者
- ▶ 事業場内最低賃金である労働者の賃金を引き上げるにより、賃金額が追い抜かれる労働者が「引き上げる労働者」に算入されます。
(ただし、いずれも申請コースと同額以上賃金を引き上げる必要があります。)

<例：事業場内最低賃金900円の事業場で30円コースを申請する場合>

- A：事業場内最低賃金である労働者なので、「引き上げる労働者」に**算入可**
 B：申請コース以上賃金を引き上げていないので、**算入不可**
 C：Aに賃金額が追い抜かれる労働者であり、かつ、申請コース以上賃金を引き上げているので、**算入可**
 D：既に**引上げ後の事業場内最低賃金以上**なので、**算入不可**



助成率

870円未満	9/10
870円以上 920円未満	4/5(9/10)
920円以上	3/4(4/5)

() 内は生産性要件を満たした事業場の場合

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②・③に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が920円未満である事業者
② 生産量要件	売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者
③ 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が3%ポイント※以上低下している事業者

※「%ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

<事業場内最低賃金とは？>

事業場で最も低い時間給を指します。
 (ただし、業務改善助成金では、雇入れ後3か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。)
 事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金（国が例年10月頃に改定する都道府県単位の最低賃金額）と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定されます。
 ご不明点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等部室または賃金課室までお尋ねください。

助成対象経費の拡充

特例事業者のうち、②生産量要件または③物価高騰等要件に該当する場合、助成対象となる生産性向上に資する設備投資等として認められていないパソコン等や一部の自動車も助成対象となります（パソコン等は新規導入に限ります）。

また、生産性向上に資する設備投資などに「関連する経費」※も、この設備投資等の額を上回らない範囲で助成対象となります。

助成対象経費	一般事業者	特例事業者 (②・③のみ)	助成対象経費の例
生産性向上に資する設備投資等	○	○	リーフレットのオモテ面をご覧ください。
生産性向上に資する設備投資等のうち、 ・ 定員7人以上または車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車 ・ PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入	×	○	
生産性向上に資する設備投資等に「関連する経費」※	×	○	広告宣伝費（チラシの制作費）、改築費（事務室等の拡大）、汎用事務機器や什器備品（机・椅子等）の購入など

※「関連する経費」とは

生産性向上に資する設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画で計上された経費を指します。

<生産性向上に資する設備投資等>

デリバリーサービスを行っている飲食店が、機動的に配送できるようデリバリー用3輪バイクを導入



<関連する経費>

デリバリーサービスを幅広く周知するための広告宣伝を実施



助成対象経費の具体例

助成対象経費の具体例は、「生産性向上のヒント集」や厚生労働省ウェブサイトに掲載されています。

生産性向上の事例集 ～最低賃金の引上げに向けて～

この版、業種別中小企業団体助成金や業務改善助成金を活用し、業務の効率化や働き方の見直しなどを実施して生産性向上を実現し、賃金の引上げを行った事例を掲載しています。



【業務改善助成金に関する事例】

事例4 巡回や介助を効率化する機器と新たな福祉車両の導入により業務負担を軽減

【企業概要】 【所在地】山形県 【従業員数】16人 【事業内容】介護事業

課題と対応

利用者の睡眠状態などが事務室からでは把握できず、またトイレや入浴の介助の際に職員の待機時間が長くなるがあった。また、福祉車両が小さく、車いすの種類によっては載せられなかった。そのため、設備投資による業務効率化を検討した。

実施概要

利用者の睡眠状態を事務室のモニターで確認でき、利用者や他の職員がボタンで職員を呼べるような機器と、あらゆる車いすを電動で載せられる福祉車両を導入したいと考えた。そこで、助成金を活用して、ベッドセンサー、ワイヤレスコール、新型福祉車両を導入した。

職員の業務負担を機器の導入によって軽減したい(社長)



さらなる工夫
削減できた時間で、記録作成、備品管理、施設清掃、他の利用者の介助等が可能になった。

実施結果

ベッドセンサーとワイヤレスコールの導入により、遠隔でのモニター管理が可能になり、巡回や介助が1日の合計で約6時間削減された。さらに、どのような車いすでも電動で1人で車中に載せられるようになった。

成果

巡回や介助等の効率化により生産性が向上し、1人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を134円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げを実施した。

助成金活用のきっかけ

県の介護事業担当部署からの提案

生産性向上のヒント集

検索

業務改善 事例3 スチームコンベクションオープン®の導入による生産量の増と調理工程の簡素化

【所在地】宮城県 【従業員数】6人 【事業内容】仕出業
【課題と対応】調理人の熟練度や人数によって調理の質や量にばらつきが出るため、設備投資による業務効率化を検討してきた。

熟練者以外でも少人数で大量の調理を可能にしたいと考えました。また、焼く・蒸す等の調理工程を簡素化したいと考えました。そこで、助成金を活用してスチームコンベクションオープンを導入しました。

(※) 設備と水電気を同じで調理を行う加熱調理器具

今までのガス調理の負担を減らし、効率よく量産したい



若手従業員でも倍以上の量をミスなく調理可能

実施内容

スチームコンベクションオープンの導入により、火加減の調整が省け、調理ミスによるロス率も減少した。調理人の熟練度や人数に左右されことなく調理でき、空いた時間で他の作業もできるようになった。

成果

生産量の増と調理工程の簡素化より生産性が向上し、6人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を50円引き上げた。

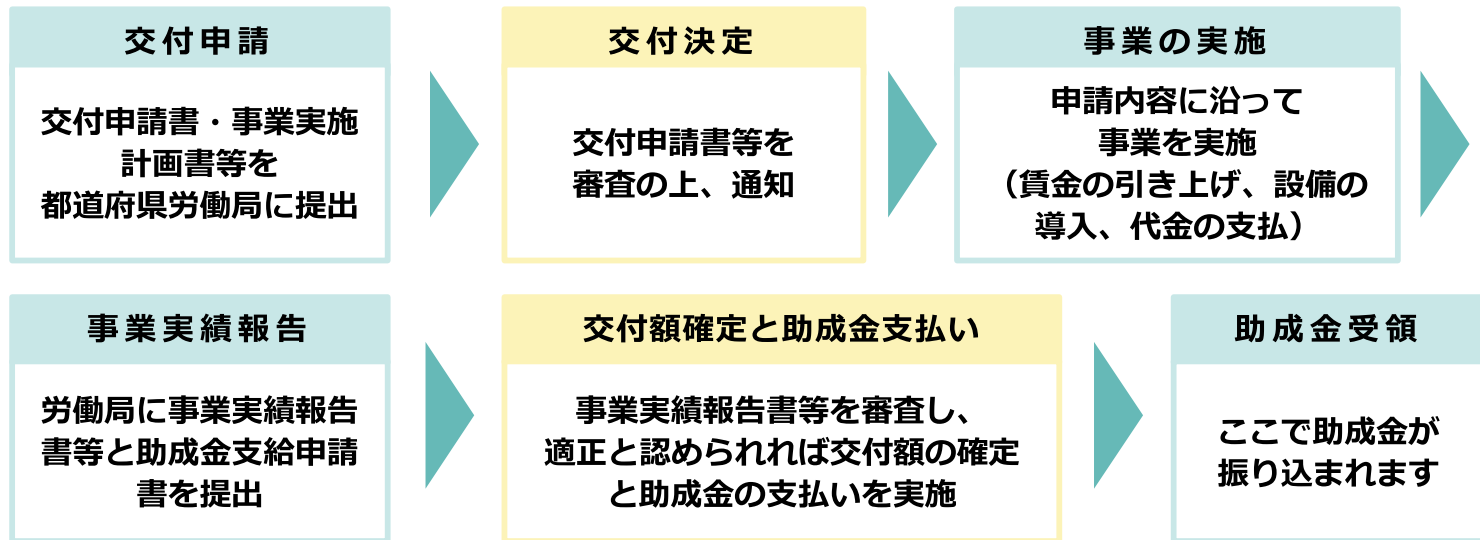
助成金活用のきっかけ

商工会のセミナーに参加



助成金支給の流れ

事業場所在地を管轄する都道府県労働局に対し、所定の様式で交付申請を行っていただきます。
労働局による申請内容の審査を経て交付決定がなされたら、申請内容に沿って事業を実施してください。
事業完了後、労働局に事業実績報告と助成金支給申請を行っていただくと、労働局による報告内容の審査を経て、助成金が支給されます。



注意事項・お問い合わせ等

注意事項

- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は助成の対象となりません。
- 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。

(参考) 働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

日本政策金融公庫
店舗検索



昨年度からの変更点

- 事業完了期限が、2024（令和6）年2月28日※になりました。
※やむを得ない事由がある場合は2024（令和6）年3月31日とすることも可能です。
- 事業完了後に行う事業実績報告と支払請求の手続きを一本化し、手続きを簡便にしました。

参考ウェブサイト

- 厚生労働省ウェブサイト「業務改善助成金」**
最新の要綱・要領やQ&A（「生産性向上のヒント集」）、申請書作成ツールや業務改善助成金の活用事例集などを掲載しています。
- 最低賃金特設サイト**
全国の地域別最低賃金や中小企業支援事業について掲載しているほか、サイト内の「賃金引き上げ特設ページ」では、賃金引き上げに向けた取組事例などを紹介しています。

業務改善助成金

検索



最低賃金特設サイト

検索



お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

交付申請書等の提出先：香川労働局助成金センター



〒760-0019 高松市サンポート2-1 高松シンボルタワー棟12階
電話：087-823-0505

(R5.4.1)



飲食業、宿泊業、卸・小売業、生活関連サービス業、医療・福祉業、製造業等の活用例の抜粋を載せています。

業務改善助成金の活用例

生産性を向上させ、事業場内で最も低い賃金を引き上げる中小企業・小規模事業者を支援する助成金制度です。

賃金引上げ



設備投資等



設備投資等に要した費用の一部を助成

事業場内の
最低賃金を
引き上げよう！



問い合わせ先：業務改善助成金コールセンター

T E L : 0120-366-440

令和5年度業務改善助成金のご案内

※申請期限：令和6年1月31日
(事業完了期限：令和6年2月28日)

業務改善助成金とは？

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金の
引き上げ



設備投資等
機械設備導入、コンサルティング、
人材育成・教育訓練など

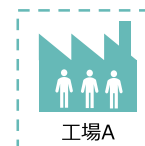


業務改善助成金
を支給
(最大600万円)

※ 事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、交付決定後に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

対象事業者・申請の単位

- ・ 中小企業・小規模事業者であること
- ・ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと



別々に
申請

→ 以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立て、（工場や事務所などの労働者がいる）事業場ごとに申請いただきます。

対象となる設備投資など

助成対象事業場における、生産性向上に資する設備投資等が助成の対象となります。
また、一部の事業者については、助成対象となる経費が拡充されます。

経費区分	対象経費の例
機器・設備の導入	・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	店舗改装による配膳時間の短縮

助成対象経費の拡充や助成対象経費の具体例（「生産性向上のヒント集」）について、詳しくは、リーフレット中面をご覧ください。

助成金額の計算方法

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、いずれか安い方の金額となります。

<例>

○事業場内最低賃金が863円
→助成率9/10

○8人の労働者を953円まで引上げ（90円コース）
→助成上限額450万円

○設備投資などの額は600万円

540万円
(=600万円×9/10)

(設備投資費用×助成率)

>

450万円
(=助成上限額)

(90円コースの助成上限額)

→ 450万円が支給されます。

申請の流れや注意事項は
裏面をチェック！

助成上限額や助成率などの
詳細は中面をチェック！

助成上限額・助成率

助成上限額

コース 区分	事業場内 最低賃金の 引き上げ額	引き上げる 労働者数	助成上限額	
			右記以外 の事業者	事業場規模 30人未満の 事業者
30円 コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上※	120万円	130万円
45円 コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上※	180万円	180万円
60円 コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円 コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

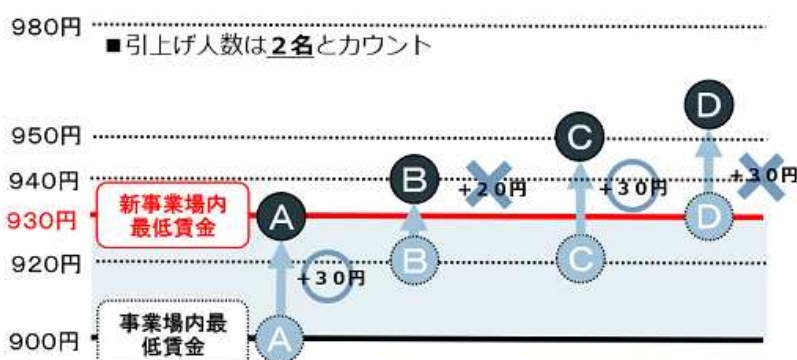
※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

「引き上げる労働者数」の数え方

- ▶ 事業場内最低賃金である労働者
 - ▶ 事業場内最低賃金である労働者の賃金を引き上げることにより、賃金額が追い抜かれる労働者が「引き上げる労働者」に算入されます。
- (ただし、いずれも申請コースと同額以上賃金を引き上げる必要があります。)

<例：事業場内最低賃金900円の事業場で30円コースを申請する場合>

- A：事業場内最低賃金である労働者なので、「引き上げる労働者」に**算入可**
 B：申請コース以上賃金を引き上げていないので、**算入不可**
 C：Aに賃金額が追い抜かれる労働者であり、かつ、申請コース以上賃金を引き上げているので、**算入可**
 D：既に**引上げ後の事業場内最低賃金以上**なので、**算入不可**



助成率

870円未満	9/10
870円以上 920円未満	4/5(9/10)
920円以上	3/4(4/5)

() 内は生産性要件を満たした事業場の場合

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②・③に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が920円未満である事業者
② 生産量要件	売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者
③ 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が3%ポイント※以上低下している事業者

※「%ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

<事業場内最低賃金とは？>

事業場で最も低い時間給を指します。
 （ただし、業務改善助成金では、雇入れ後3か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。）
 事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金（国が例年10月頃に改定する都道府県単位の最低賃金額）と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定されます。
 ご不明点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等部室または賃金課室までお尋ねください。

業務改善助成金業種別事例集（宿泊業・飲食サービス業編）

業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援することで、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図るための制度です。
具体的な業種別の導入事例として、今回は「宿泊業、飲食サービス業」における生産性向上の設備投資の例をご紹介します。※業種は日本標準産業分類に基づく

調理器具類

【生産性向上の効果】

○導入前

仕込みや調理等作業に時間がかかり、他の作業に手が回らず製造できる量も少なかった。



○導入後

仕込み時間・調理時間が短縮され、一度に製造できる量も増えて効率が上がった。

導入事例	事業内容	当助成金を利用した事業場数
スチームコンベクションオーブン	ホテル業 飲食業 居酒屋 等	計10事業場
食材スライサー	すし屋 鉄板焼き屋	計4事業場
業務用製氷機	飲食業	計2事業場

POSレジシステム、自動釣銭機等

【生産性向上の効果】

○導入前

入金・売上の集計や、領収書、釣銭支払等、作業時間が長くなっていた。



○導入後

清算業務が自動化され時間短縮されることにより、顧客の回転率も向上した。

導入事例	事業内容	当助成金を利用した事業場数
POSレジシステム	飲食業 喫茶店 ラーメン店 等	計9事業場
自動釣銭機 券売機	飲食店	計4事業場

洗浄機（食器洗浄機）

【生産性向上の効果】

○導入前

手作業で食器を洗浄していたため、作業効率が悪く時間がかかっていた。



○導入後

食器の洗浄にかかる時間が大幅に短縮し、作業効率の向上を図ることができた。

導入事例	事業内容	当助成金を利用した事業場数
食器洗浄機	飲食業 配達飲食サービス業 ホテル業 ラーメン店 等	計11事業場
全自動鉄板洗い機	飲食業	1事業場

その他

導入事例	事業内容	当助成金を利用した事業場数
管理システム、 オーダーシステム 給与システム 等	飲食店	計24事業場
業務用冷凍庫 業務用冷蔵庫 温蔵庫 等	そば店 中華料理店 フレンチ料理店 日本料理店 等	計10事業場
改修等による レイアウト変更	飲食店 旅館業 等	計6事業場
人材育成	飲食業	1事業場
ベルトコンベア	飲食サービス業	1事業場

申請先

申請する事業場が所在する都道府県労働局雇用環境・均等部（室）にお尋ねください。

【業務改善助成金に関する事例】

事例3

キッチン業務の効率を上げる機器と QR コードオーダーシステムの導入により業務効率化

【企業概要】 【所在地】三重県 【従業員数】30人 【事業内容】宿泊業

課題と対応

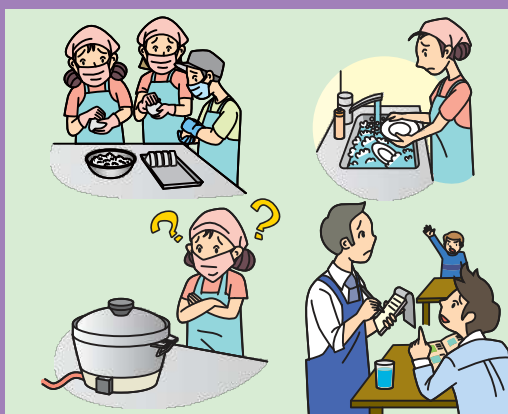
人手によるおにぎり作りや食器洗浄、また炊飯機の設定や、客席へオーダーを取りに行き厨房へ伝えに戻るにも時間がかかっていた。そのため、設備投資による業務効率化を検討してきた。

実施概要

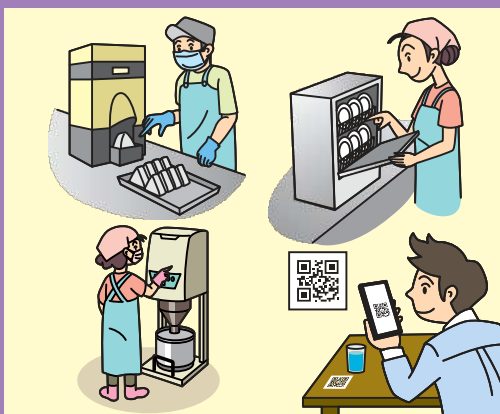
おにぎり製造や食器洗いを自動化し、炊飯器の設定作業の簡略化や炊飯時間を短縮化、またオーダー業務を正確かつ迅速に行いたいと考えた。そこで、助成金を活用して、おにぎり製造機、食器洗浄機、自動炊飯器、QR コードオーダーシステムを導入した。

キッチンやホールでの作業をできるだけ機械化し、より短時間で正確な業務を行いたい(社長)

<導入前>



<導入後>



さらなる工夫

パート従業員も含めて評価制度を導入し、本人も納得のいく適正な評価につなげている。

おにぎり製造の作業人員を3人から1人に省力化
ホールスタッフのオーダーミスがなくなり負担も2～3割削減

実施結果

おにぎり製造機の導入により、製造者が3名から1名に省力化し、他の業務に人員を配置できるようになった。また、食器洗浄機の導入により、短時間で作業できるようになった。さらに、自動炊飯器を導入することで、設定や操作が簡単になった上、炊飯時間も短縮できた。そして、QRコードオーダーシステムを導入することで、オーダー業務がミスなく短時間でできるようになった。

成果

キッチンやホールの業務効率化により生産性が向上し、10人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を平均149円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引き上げを実施した。

助成金活用のきっかけ

社会保険労務士からの提案

【業務改善助成金に関する事例】

事例1

デリバリー拡充のためのコンサルティングと必要なシステム・機材を導入して売上を拡大

【企業概要】 【所在地】愛知県 【従業員数】5人 【事業内容】飲食業

課題と対応

店内飲食が減少していたため、コンサルティングと設備投資により、販売増と業務効率化を検討した。

実施概要

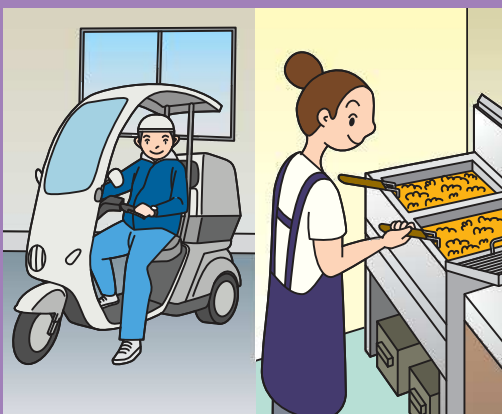
デリバリー販売を拡大し、揚げ物を短時間で大量に調理することで、多くの注文を受けて処理したいと考えた。そこで、助成金を活用して、デリバリーサイトへの掲載内容についてコンサルティングを受け、受注システム、配達用3輪バイク、二層フライヤーを導入した。

デリバリーの注文数を増やし、効率的に処理することでコロナ禍を乗り切りたい（総務担当者）

<導入前>



<導入後>



さらなる工夫

従業員が創作した料理を持ち寄って新メニューの検討をすることで、時流に沿った商品提供をしている。

デリバリー客が大幅に増加し、配達や調理の時間も短縮された。

実施結果

コンサルティングを受けてデリバリーサイトへの掲載と受注システムの導入をすることで、電話対応がなくなり配達エリアや配達住所の管理が正確に行えるようになった。また、3輪バイクの導入で配達時間が1日1.5時間削減され、二層フライヤーの導入で6件の注文を一度に調理することができるようになった。

成果

デリバリーの注文受付から配達までの工程と、揚げ物調理の効率化により生産性が向上し、1人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を100円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げを実施した。

助成金活用のきっかけ

コンサルタントからの提案

【業務改善助成金に関する事例】

事例6

スチームコンベクションオーブンの導入と厨房のレイアウト変更により料理の提供工程を効率化

【企業概要】 【所在地】神奈川県 【従業員数】22人 【事業内容】飲食業

課題と対応

一度に大量の調理ができなかったり、2階にも1階の製氷機から運ばなければならず、また厨房の動線が悪くて料理の提供に時間がかかっていたため、設備投資による業務効率化を検討した。

実施概要

より多くのパン製造や調理をしたり、動線を改善して氷の使用や料理の提供をより円滑に行いたいと考えた。そこで、助成金を活用してスチームコンベクションオーブンと製氷機を導入し、厨房のレイアウト変更を行った。

調理にかかる工程を効率化したい(代表)

<導入前>



<導入後>



作業しやすい動線に改善

さらなる工夫

各店舗の成功事例を共有することで波及効果が得られている。

実施結果

スチームコンベクションオーブンの導入により、パンの焼成時間は約1/6になり、野菜の茹で時間は約1/3になった。また、2階に製氷機を設置したことにより氷を1階から2階に運ぶ必要がなくなった。さらに、壁の撤去や冷蔵庫とシンクの間を移動しやすいようにレイアウト変更したことにより動線が改善され、業務時間も5～10%削減できた。

成果

料理を提供する工程の効率化により生産性が向上し、4人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を平均81円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引き上げを実施した。

助成金活用のきっかけ

インターネットで、活用可能な助成金を検索

業務改善助成金業種別事例集（卸売業・小売業編）

業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援することで、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図るための制度です。
具体的な業種別の導入事例として、今回は「卸売業・小売業」における生産性向上の設備投資の例をご紹介します。※業種は日本標準産業分類に基づく

POSレジシステム、自動釣銭機等

【生産性向上の効果】

○導入前

入金・売上の集計や、領収書、釣銭支払等、作業時間が長くなっていた。



○導入後

清算業務が自動化され時間短縮されることにより、顧客の回転率も向上した。

導入事例	事業内容	当助成金を利用した事業場数
POSレジシステム	玩具小売、 自転車販売、 食料品小売業 等	計8事業場
自動釣銭機	日用品・雑貨・園芸等 小売、 一般食品小売	計5事業場

フォークリフト・特種用途自動車類（それに準ずるもの含む。）

【生産性向上の効果】

○導入前

荷物の運搬や積み下ろし作業に時間がかかっていた。



○導入後

一度に大量の重量物等を運ぶことができ、作業時間が短縮した。

導入事例	事業内容	当助成金を利用した事業場数
フォークリフト	農業機械・自動車部 品卸売業、 建設資材卸売業	計2事業場
運搬用冷凍車	食肉卸売業	1事業場

調理器具類

【生産性向上の効果】

○導入前

仕込みや調理等作業に時間がかかり、他の作業に手が回らず製造できる量も少なかった。



○導入後

仕込み時間・調理時間が短縮され、一度に製造できる量も増えて効率が上がった。

導入事例	事業内容	当助成金を利用した事業場数
ミキサー	菓子・パン小売業 等	計3事業場
焙煎機	自家焙煎コーヒー豆販売	1事業場
食品裁断機	菓子・パン小売業	1事業場

その他

導入事例	事業内容	当助成金を利用した事業場数
食品卸売システム、 会計・仕入・販売システム、 顧客管理システム等	食肉卸売業、 農産物資材卸売業、 食料品小売業 等	計36事業場
受発注機能付きホームページ	花・植木小売業、 珈琲喫茶店 等	計4事業場
経営コンサルタント	中古機器販売、 自動車小売	計2事業場
人材育成・教育訓練	調剤薬局 等	計2事業場
真空包装機	茶類小売業	1事業場

申請先

申請する事業場が所在する都道府県労働局雇用環境・均等部（室）にお尋ねください。

【業務改善助成金に関する事例】

事例9

旧式の在庫管理システムの入替による在庫確認の迅速化と棚卸作業の削減

【企業概要】 【所在地】鳥取県 【従業員数】23人 【事業内容】卸売業

課題と対応

既存のシステムは、最新のOSに対応できないほど古いままだった。また、在庫管理を手作業で行っており、毎週実施する棚卸作業に時間がかかっていたため、設備投資による業務効率化を検討した。

実施概要

卸売業の特性上、多種大量の商品の在庫管理が必要となり、負担を軽減したいと考えた。そこで、助成金を活用して旧式の在庫管理システムを新しいシステムに入れ替えた。

在庫量を常時把握可能にし、資材発注や営業活動に役立てたい（会長）

<導入前>



<導入後>



棚卸作業が削減され、在庫量の把握が常時可能に

実施結果

在庫管理システムの入替により、毎週の棚卸作業に費やす時間が無くなり、迅速に在庫量や在庫金額を把握できるようになった。

成果

システムの入替により生産性が向上し5人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を30円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げを実施した。

助成金活用のきっかけ

社会保険労務士からの提案

業務改善助成金業種別事例集（生活関連サービス業・娯楽業編）

業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援することで、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図るための制度です。
具体的な業種別の導入事例として、今回は「生活関連サービス業・娯楽業」における生産性向上の設備投資の例をご紹介します。※業種は日本標準産業分類に基づく

美容器具・施術器具類

【生産性向上の効果】

○導入前

既存の機械では仕上がりにムラがあり、施術時間が長くなっていた。



○導入後

施術時間の短縮に加え、高品質なサービスを提供でき、顧客の回転率も向上した。

導入事例	事業内容	当助成金を利用した事業場数
脱毛器	理容業 美容業 エステティック業	計7事業場
デジタルパーマ スチーマー類	美容業	計3事業場
育毛器	美容業	1事業場

シャンプーユニット

【生産性向上の効果】

○導入前

利用者の体勢の調節作業が非効率的であるだけでなく、ユニットの台数が少なく待ち時間も生じてしまい、施術時間が長くなっていた。



○導入後

状況に応じて高さ調節や角度調節などが可能になり、ユニットの台数も増え、施術時間の短縮につながった。

導入事例	事業内容	当助成金を利用した事業場数
シャンプーユニット （調節機能付）	理容業 美容業	計10事業場

【生産性向上の効果】

○導入前

洗濯するものによって乾燥に要する時間が異なるため、作業時間が長くなっていた。



○導入後

乾燥後の仕上がりが良く、作業時間が短縮したことで、全体の作業効率が上がった。

導入事例	事業内容	当助成金を利用した事業場数
業務用乾燥機	美容業 クリーニング業 洗濯業	計3事業場
業務用洗濯乾燥機	美容業	1事業場

その他

導入事例	事業内容	当助成金を利用した事業場数
経営ソフト 顧客管理システム オーダーシステム 等	美容業 エステティック業 カラオケボックス店 等	計16事業場
POSレジシステム	美容業	計4事業場
教育研修費用	美容業	計2事業場
集球設備	ゴルフ練習場	1事業場
平型包装機	クリーニング業	1事業場

申請先

申請する事業場が所在する都道府県労働局雇用環境・均等部（室）にお尋ねください。

【業務改善助成金に関する事例】

事例7

理容店専用の業務管理システムを導入し、経営情報を一元管理して業務効率化

【企業概要】 【所在地】京都府 【従業員数】2人 【事業内容】理容業

課題と対応

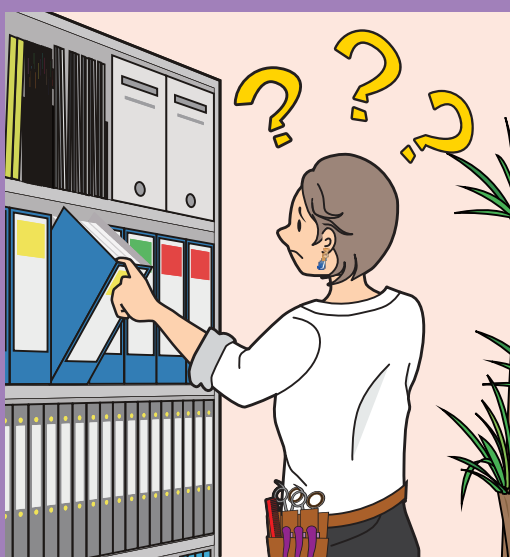
会計を手作業で行っており、時間がかかり、ミスもあった。また、顧客管理や在庫管理を紙で行っていたので、探す手間がかかっていた。そのため、設備投資による業務効率化を検討した。

実施概要

会計時の手作業の負担や会計ミス、レジ待ち時間も減らしたいと考えた。また、予約対応や顧客情報、在庫情報、売上情報も効率的に一元管理したいと考えた。そこで、**助成金を活用して理容店専用の業務システムを導入した。**

日々の精算処理を効率化し、経営情報を一元管理したい（代表者）

<導入前>



<導入後>



さらなる工夫

売上データや来店予測機能を顧客拡大に活用することができるようになった。

予約対応の時間が減って接客時間が増え、顧客満足度が向上

実施結果

業務管理システムを導入することで、予約対応に係る時間が1日あたり10%程度短縮、また在庫管理や精算処理に係る時間が半減し、接客対応にかかる時間を増やすことができた。

成果

機器の導入により生産性が向上し1人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を61円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げを実施した。

助成金活用のきっかけ

SNS の広告によって制度を認識

業務改善助成金業種別事例集（医療・福祉編）

業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援することで、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図るための制度です。
具体的な業種別の導入事例として、今回は「医療・福祉」における生産性向上の設備投資の例をご紹介します。※業種は日本標準産業分類に基づく

福祉車両

【生産性向上の効果】

○導入前

利用者の送迎に多くの時間がかかり、複数の従業員で対応しなければならなかった。



○導入後

利用者が車椅子に乗ったまま乗降することが可能となり、送迎にかかる人員の削減や全体の送迎時間の短縮につながった。

導入事例	事業内容	当助成金を利用した事業場数
引き上げリフト付き福祉車両	通所介護事業 児童福祉事業 等	計9事業場
スロープ付き福祉車両	通所介護事業 等	計6事業場
大人数送迎可能福祉車両	居宅介護事業 等	計2事業場

歯科用チェアユニット

【生産性向上の効果】

○導入前

給水管などの清掃に時間がかかり、場合によっては設備の分解や診察毎に清掃を行っていたため、作業効率が悪かった。



○導入後

自動清掃機能などにより、給水管などの清掃時間が短縮され、作業効率が向上した。

導入事例	事業内容	当助成金を利用した事業場数
チェアユニット （清掃機能付など）	歯科診療所	計9事業場

施術ベッド・医療ベッド類

【生産性向上の効果】

○導入前

利用者の移乗や起き上がり補助を複数名で行う場合が多くあり、効率的に作業を進めることが困難であった。



○導入後

ベッドの高さ調節などが可能になったことで、1人でスムーズに作業を行うことが可能となり、作業効率が向上した。

導入事例	事業内容	当助成金を利用した事業場数
電動式ベッド (調節機能付)	通所介護事業 整体院	計6事業場
ウォーターベッド型 マッサージ器	通所介護事業 整骨院	計4事業場

その他

導入事例	事業内容	当助成金を利用した事業場数
受発注機能付きシステム 診療予約管理システム 等	障害者福祉事業 医療業 等	計23事業場
食器洗浄機 治療器具洗浄機	保育園 歯科診療所	計6事業場
POSレジシステム 自動釣銭機	歯科診療所 整骨院 等	計6事業場
レントゲン装置 CT設備	歯科診療所	計5事業場
改修等における レイアウト変更	歯科診療所 障害者就労施設 放課後デイサービス	計4事業場

申請先

申請する事業場が所在する都道府県労働局雇用環境・均等部（室）にお尋ねください。

【業務改善助成金に関する事例】

事例10

赤外線治療器とセラミック電気温灸器の導入及び研修の実施により業務効率化を図ることで受入患者数を拡大

【企業概要】 【所在地】奈良県 【従業員数】1人 【事業内容】鍼灸業

課題と対応

施術者の経験の差による技量の違いが出ていたため、設備投資と研修により、業務効率化を検討した。

実施概要

各人の技量の違いをカバーした上で、より短時間で効果の上がる施術を行い、業務の効率化と顧客の拡大をしたいと考えた。そこで、助成金を活用して、赤外線治療器とセラミック電気温灸器を導入し、生産性向上のための研修を導入した。

技量の違いを機器によってカバーし、研修によってサービス向上を図りたい
(院長)

<導入前>



<導入後>



さらなる工夫

効果的な施術に関する知識や技術を互いに共有することで、施設全体としてより効果的な施術が提供可能となった。

対応可能な施術の範囲が拡大し、
受入可能な患者数が増加するとともに、満足度も高まった。

実施結果

施術機器の導入により、院長でなければ施術できなかった疾患が他の従業員でも対処できるようになり稼働率が2割高まるとともに、施術時間が3割短縮された。また、研修を通じて、業務分析の実施、生産性向上のための仕組み検討、行動目標の設定、報告書への記述内容の改善、効果的な情報の発信等を行うことにより、患者数の増加にもつながった。

成果

施術工程の効率化により生産性が向上し、1人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を90円引き上げた。

助成金活用のきっかけ

社会保険労務士からの提案

【業務改善助成金に関する事例】

事例4

巡回や介助を効率化する機器と新たな福祉車両の導入により業務負担を軽減

【企業概要】 【所在地】山形県 【従業員数】16人 【事業内容】介護事業

課題と対応

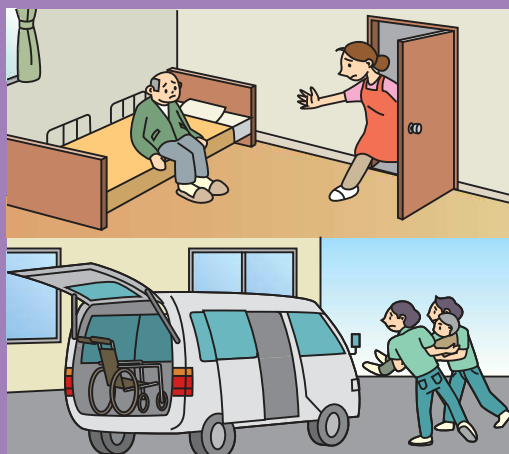
利用者の睡眠状態などが事務室からでは把握できず、またトイレや入浴の介助の際に職員の待機時間が長くなることがあった。また、福祉車両が小さく、車いすの種類によっては載せられなかった。そのため、設備投資による業務効率化を検討した。

実施概要

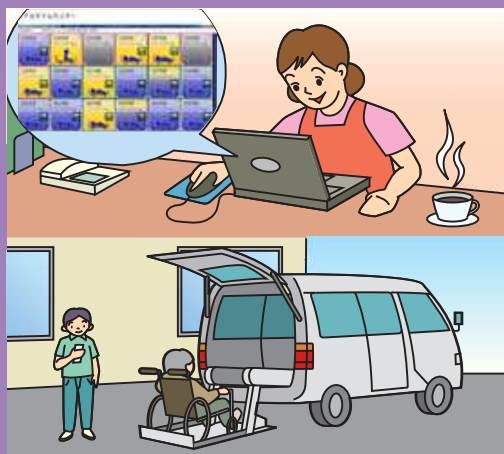
利用者の睡眠状態を事務室のモニターで確認でき、利用者や他の職員がボタンで職員を呼べるような機器と、あらゆる車いすを電動で載せられる福祉車両を導入したいと考えた。そこで、助成金を活用して、ベッドセンサー、ワイヤレスコール、新型福祉車両を導入した。

職員の業務負担を機器の導入によって軽減したい（社長）

<導入前>



<導入後>



さらなる工夫

削減できた時間で、記録作成、備品管理、施設清掃、他の利用者の介助等が可能になった。

巡回、介助、送迎の負担が軽減された

実施結果

ベッドセンサーとワイヤレスコールの導入により、遠隔でのモニター管理が可能になり、巡回や介助が1日の合計で約6時間削減された。さらに、どのような車いすでも電動にて1人で車両に載せられるようになった。

成果

巡回や介助等の効率化により生産性が向上し、1人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を134円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げを実施した。

助成金活用のきっかけ

県の介護事業担当部署からの提案

業務改善助成金業種別事例集（製造業編）

業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援することで、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図るための制度です。
具体的な業種別の導入事例として、今回は「製造業」における生産性向上の設備投資の例をご紹介します。※業種は日本標準産業分類に基づく

調理器具類

【生産性向上の効果】

○導入前

手作業で食品を加工、計量、製造していたため、製品の出来具合にばらつきが生じていた。また、人員を多く割く必要があり、作業効率が悪かった。



○導入後

出来具合にばらつきがなくなり、作業時間を削減することができた。また、人員を削減することができ、他の業務に回すことが可能となったことで作業効率が向上した。

導入事例	事業内容	当助成金を利用した事業場数
原料充填機 (ケーキ生地、ジャムなど)	パン・菓子製造業 等	計5事業場
食材カッター 食材皮剥き機	冷凍調理食品製造業	計3事業場
パン発酵機	パン・菓子製造業	計2事業場

包装機

【生産性向上の効果】

○導入前

包装を手作業で行っていたため、製品の出来具合にばらつきがあり、作業時間が長くなっていた。また、一度に生産できる量も限られていたため、作業効率が悪かった。



○導入後

均一な仕上がりが実現し、一度に多くの量を生産することができるようになったことで、作業効率が向上した。

導入事例	事業内容	当助成金を利用した事業場数
シュリンク包装機	印刷・同関連業 化学工業	計2事業場
菓子個包装機械	パン・菓子製造業	1事業場

冷凍・冷蔵庫類

【生産性向上の効果】

○導入前

既存の設備では十分な冷凍が行えず、食材や製品の状態によって処理作業が生じていた。



○導入後

十分な冷凍が行えるため、保存中の食材や製品の品質が改善され、処理作業が軽減され作業効率が向上した。

導入事例	事業内容	当助成金を利用した事業場数
冷凍庫	食料品製造業 水産食料品製造業	計3事業場
冷凍冷蔵庫	パン・菓子製造業	1事業場

その他

導入事例	事業内容	当助成金を利用した事業場数
経理システム 工程管理システム 生産管理システム 等	外衣・シャツ製造業 金属製品製造業 等	計22事業場
フォークリフト 特種用途自動車類 (それに準ずるもの含む。)	豆腐・油揚げ製造業 はん用機械器具製造業 等	計4事業場
改修等による レイアウト変更	繊維工業 電子部品製造業	計4事業場
ベルトコンベア	プラスチック製品製造業 製茶業 等	計3事業場
マシン	繊維製品製造業 等	計3事業場

申請先

申請する事業場が所在する都道府県労働局雇用環境・均等部（室）にお尋ねください。

【業務改善助成金に関する事例】

事例2

自動餅つき機とベルトコンベアの導入で生産を効率化、視聴覚機器と翻訳機の導入で外国人従業員の作業水準向上

【企業概要】 【所在地】和歌山県 【従業員数】19人 【事業内容】食品製造業

課題と対応

餅の製造や運搬を手作業で行っていたため時間がかかっていた。また、外国人従業員には写真を使って身振り手振りで作業方法を教えていたため、教育効果が低かった。そのため、設備投資による業務効率化を検討した。

実施概要

餅の製造や運搬の作業を軽減し、外国人従業員にもわかりやすく作業方法を教えたいと考えた。そこで、助成金を活用して、餅つき機、ベルトコンベア、視聴覚機器、翻訳機を導入した。

餅の製造や運搬の負担を減らし、外国人従業員にもわかりやすく作業方法を教えたい(工場長)

<導入前>



<導入後>



さらなる工夫

機械装置、照明、原材料、人員配置の見直しを行った。

商品製造時間が15%削減され商品ロスがほぼ0%となった。
また、外国人への教育が半分の時間で理解度も向上した。

実施結果

自動製造・運搬機器により、4人必要だった作業が2人でできるようになった。また、視聴覚機器・翻訳機の導入により、写真を使った説明よりも教育効果が向上した。

成果

製造工程と従業員教育の効率化により生産性が向上し、19人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を平均65円引き上げた。

助成金活用のきっかけ

以前にも利用したことがあった

知っていますか？自分の最低賃金

香川県の最低賃金

◎地域別最低賃金

香川県内の事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイトなどを含む）に適用されます。

件 名	時間額	効力発生年月日
香川県最低賃金	878円	令和4年10月1日

◎特定最低賃金（産業別最低賃金）

※1 下記の業種に該当する事業場で働く労働者には、特定最低賃金（産業別最低賃金）が適用されます。

※2 **地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される労働者には、使用者は高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。**

件 名	時間額	適用除外される労働者 (この欄に掲げる労働者は、上記の 香川県最低賃金が適用になります。)	効力発生年月日
香川県冷凍調理食品製造業最低賃金	878円 改正諮問がなかったため香川県最低賃金が適用		令和4年10月1日
香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金（*計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業を除く）	1,000円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者	令和4年12月15日
香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金	1,003円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者	令和4年12月30日
香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 (*光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業、電池製造業、その他の電気機械器具製造業を除く)	942円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け又は賄いの業務 ロ 手作業により又は手工具若しくは卓上旋盤、卓上ボール盤、手持電動工具その他これらに準ずる操作が容易な小型動力機を用いて行う運搬、包装、箱詰め、袋詰め、みがき、選別、検査、組立て、取付け、マーク打ち、塗油、組線、巻線、かしめ、穴あけ、ねじ切り、曲げ、打抜き又はバリ取りの業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）	令和4年12月15日

○使用者は、最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。

○地域別最低賃金額以上の賃金を支払わないときには、罰則が適用されることがあります。

○最低賃金には、臨時に支払われる賃金（結婚手当等）・1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与等）、時間外・休日・深夜の割増賃金、精皆勤手当、通勤手当、家族手当は算入されません。

【最低賃金についてのご相談・お問い合わせ先】

香川労働局労働基準部 賃金室 087-811-8919

労働基準監督署

・高松 087-811-8946

・観音寺 0875-25-2138

・丸亀

0877-22-6244

・東かがわ

0879-25-3137

・坂出 0877-46-3196

賃金引き上げ 特設ページを開設!



この特設ページには、賃金引き上げを実施した企業の
取り組み事例や、各地域における平均的な賃金額が
わかる検索機能など、賃金引き上げのために参考となる
情報を掲載しています。
賃金引き上げを検討される際に、是非ご利用下さい!



賃金引き上げ特設ページのメニュー

MENU1

賃金引き上げに向けた
取り組み事例の紹介

MENU2

地域・業種・職種ごとの
平均的な賃金検索機能

MENU3

賃金引き上げに向けた
政府の支援策の紹介

PICK UP!

地域・業種・職種の平均的な賃金検索機能

いざ賃金を引き上げようと思っても、いくらにすれば良いか悩ましいところ…。賃金検索機能は、地域・業種・職種の平均的な賃金を調べることができます。企業内の賃金を決める上での参考としてお使いいただけます。

検索結果の例

A県における「▲▲業」における平均的な賃金額

A県	所定内給与額(月額) (千円)	所定内給与額時給 (円)	年間賞与等特別給 (千円)
合 計	374.0	2,299	1,381.4
～19歳	185.2	1,127	134.3
20～24歳	218.6	1,341	399.7
25～29歳	255.8	1,573	845.7
30～34歳	299.2	1,835	1,037.8
35～39歳	353.1	2,175	1,348.2
40～44歳	393.7	2,410	1,428.4
45～49歳	409.5	2,507	1,605.1
50～54歳	460.4	2,824	1,910.8
55～59歳	496.5	3,084	2,063.5
60～64歳	331.7	2,056	963.7
65～69歳	274.2	1,703	404.1
70歳～	248.8	1,533	248.1

A県における「職種」別における平均的な賃金額

職 種	平均年齢	所定内 給与額(月額) (千円)	所定内 給与額時給 (円)	年間賞与等 特別給 (千円)
生産工程従事者	41.5歳	278.1	1,665	685.6
金属工作機械作業従事者	44.7歳	311.2	1,831	921.5
金属プレス従事者	42.4歳	294.7	1,754	840.6
板金従事者	41.7歳	299.6	1,688	478.5
金属彫刻・表面処理従事者	44.5歳	230.5	1,401	385.2
その他の製品製造・ 加工処理従事者(金属製品)	41.4歳	296.7	1,849	573.8

A県の「短時間労働者」における平均的な賃金額

A県	1時間当たり 所定内給与額(円)	A県	1時間当たり 所定内給与額(円)
産業計	1,726	製造業	1,395

詳しくは賃金引き上げ特設ページでチェック▶

<https://www.saiteichingin.info/chingin/>



賃金引き上げに向けた取り組み事例の紹介

CASE 1

株式会社バンダイ

玩具等の企画・開発・販売

バンダイの人材ポリシーは、社員が志をひとつにし、個々の才能を発揮する「同魂異才」。安定的な報酬体系に変えることで、生活基盤に安心感を与え、「同魂異才」の考えに沿う多様な人材確保を図りたいと考えた。令和4年4月に業績連動型である賞与の一部を基本給に組み込み比率を見直し、全社員の基本給を平均27%程度、初任給を30%引き上げた。業績に影響されない固定給の引き上げにより、社員のモチベーションアップにつなげた。

COMPANY PROFILE 企業プロフィール

- 本社所在地：東京都台東区駒形
- 従業員数：833名(2022年4月現在)



CASE 2

岡谷熱処理工業株式会社

製造業

従業員がモチベーションを保って働いてもらうためには、賃金の改善が必要であると常々感じていた。この課題を解決するために、IoT化を進め、従業員の作業負担を軽減しながら生産性向上に取り組み、内部留保を従業員の賃金等に還元し、令和4年4月に3.5%程度の賃金引き上げを実施した。賃金引き上げの取り組みを通じて、会社が求めている年代の正社員を2名採用できたほか、離職者もなくなるという成果が得られた。

COMPANY PROFILE 企業プロフィール

- 本社所在地：長野県岡谷市
- 従業員数：34名(2022年12月現在)



主な支援策の紹介

1

業務改善助成金

2

キャリアアップ
助成金

3

働き方改革
推進支援センター

その他にも
様々な支援策を
ご用意

▶ 同一労働同一賃金に向けた取り組み

正社員とパート・契約社員・派遣労働者の間の不合理な待遇差は禁止されています(同一労働同一賃金)ので、賃金引き上げの際は、同一労働同一賃金にもご留意ください。

どのように取り組めば良いかわからないなど、お困りごとがありましたら、専門家による無料支援を働き方改革推進支援センターで受けられます！

お申込みは
こちら

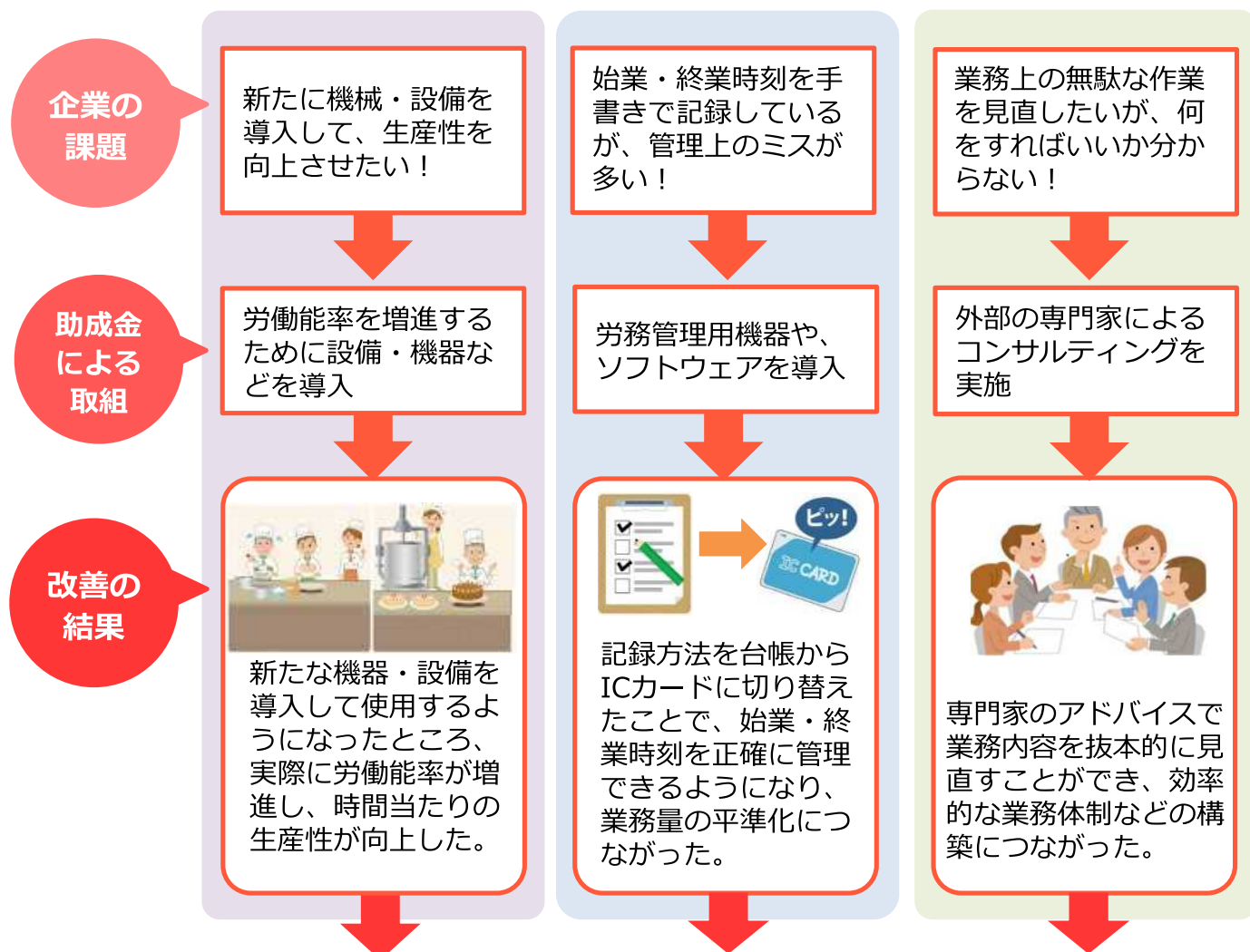


令和5年度「働き方改革推進支援助成金」 労働時間短縮・年休促進支援コースのご案内

令和2年4月1日から、中小企業に、**時間外労働の上限規制が適用されています。**

このコースは、生産性を向上させ、労働時間の削減や年次有給休暇の促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。ぜひご活用ください。

課題別にみる助成金の活用事例



生産性の向上を図ることで、働きやすい職場づくりが可能に!!

助成内容について詳しくは、裏面をご参照ください。



ご不明な点やご質問がございましたら、企業の所在地を管轄する
都道府県労働局 雇用環境・均等部 または 雇用環境・均等室にお尋ねください。



申請書の記載例を掲載している
「申請マニュアル」や「申請様式」は、
こちらからダウンロードできます。



電子申請システムによる申請も
可能です。詳しくはこちら
(<https://www.jgrants-portal.go.jp/>)



労働時間短縮・年休促進支援コースの助成内容

対象事業主

以下のいずれにも該当する事業主です。

1. 労働者災害補償保険の適用を受ける中小企業事業主(※1)であること。
2. 年5日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等を整備していること。
3. 交付申請時点で、右記「成果目標」①から③の設定に向けた条件を満たしていること。

(※1)中小企業事業主の範囲

AまたはBの要件を満たす企業が中小企業になります。

業種	A 資本または出資額	B 常時使用する労働者
小売業 (飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業(※2)	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

(※2) 医業に従事する医師が勤務する病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院については常時使用する労働者数が300人以下の場合は、中小企業事業主に該当します。

助成対象となる取組 ～いずれか1つ以上を実施～

- ① 労務管理担当者に対する研修(※3)
- ② 労働者に対する研修(※3)、周知・啓発
- ③ 外部専門家によるコンサルティング
- ④ 就業規則・労使協定等の作成・変更
- ⑤ 人材確保に向けた取り組み
- ⑥ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新(※4)
- ⑦ 労働能率の増進に資する設備・機器などの導入・更新(※4)

(※3) 研修には、勤務間インターバル制度に関するもの及び業務研修も含まれます。

(※4) 原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

ご利用の流れ

「交付申請書」を、最寄りの労働局雇用環境・均等部(室)に提出(締切: 11月30日(木))

交付決定後、提出した計画に沿って取組を実施
(事業実施は、令和6年1月31日(水)まで)

労働局に支給申請

(申請期限は、事業実施予定期間が終了した日から起算して30日後の日または2月9日(金)のいずれか早い日となります。)

(注意) 本助成金は国の予算額に制約されるため、11月30日以前に、予告なく受付を締め切る場合があります。

成果目標

以下の「成果目標」から1つ以上を選択の上、達成を目指して取組を実施してください。

- ① **月60時間を超える36協定の時間外・休日労働時間数を縮減**させること。
 - ・時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間以下に設定
 - ・時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超え月80時間以下に設定
- ② **年次有給休暇の計画的付与制度を新たに導入**すること。
- ③ **時間単位の年次有給休暇制度を新たに導入**し、かつ、交付要綱で規定する**特別休暇(病気休暇、教育訓練休暇、ボランティア休暇、新型コロナウイルス感染症対応のための休暇、不妊治療のための休暇、時間単位の特別休暇)のいずれか1つ以上を新たに導入**すること。

上記の成果目標に加えて、指定する労働者の時間当たりの賃金額を3%以上または、5%以上で賃金引上げを行うことを成果目標に加えることができます。

助成額

上記「成果目標」の達成状況に応じて、助成対象となる取組の実施に要した経費の一部を支給します。
【助成額最大730万円】

助成額	以下のいずれか低い額
	I 以下1～3の上限額及び4の加算額の合計額 II 対象経費の合計額×補助率3/4(※5) (※5) 常時使用する労働者数が30人以下かつ、支給対象の取組で⑥から⑦を実施する場合で、その所要額が30万円を超える場合の補助率は4/5

【Iの上限額】

1. 成果目標①の上限額

事業実施後に設定する時間外労働と休日労働の合計時間数	事業実施前の設定時間数	
	現に有効な36協定において、時間外労働と休日労働の合計時間数を月80時間を超えて設定している事業場	現に有効な36協定において、時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超えて設定している事業場
時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間以下に設定	200万円	150万円
時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超え、月80時間以下に設定	100万円	—

2. 成果目標②の上限額: 25万円

3. 成果目標③の上限額: 25万円

4. 賃金引上げの達成時の加算額

(常時使用する労働者数が30人以下の場合)

引上げ人数	1～3人	4～6人	7～10人	11人～30人
3%以上引上げ	30万円	60万円	100万円	1人当たり10万円(上限300万円)
5%以上引上げ	48万円	96万円	160万円	1人当たり16万円(上限480万円)

(常時使用する労働者数が30人を超える場合)

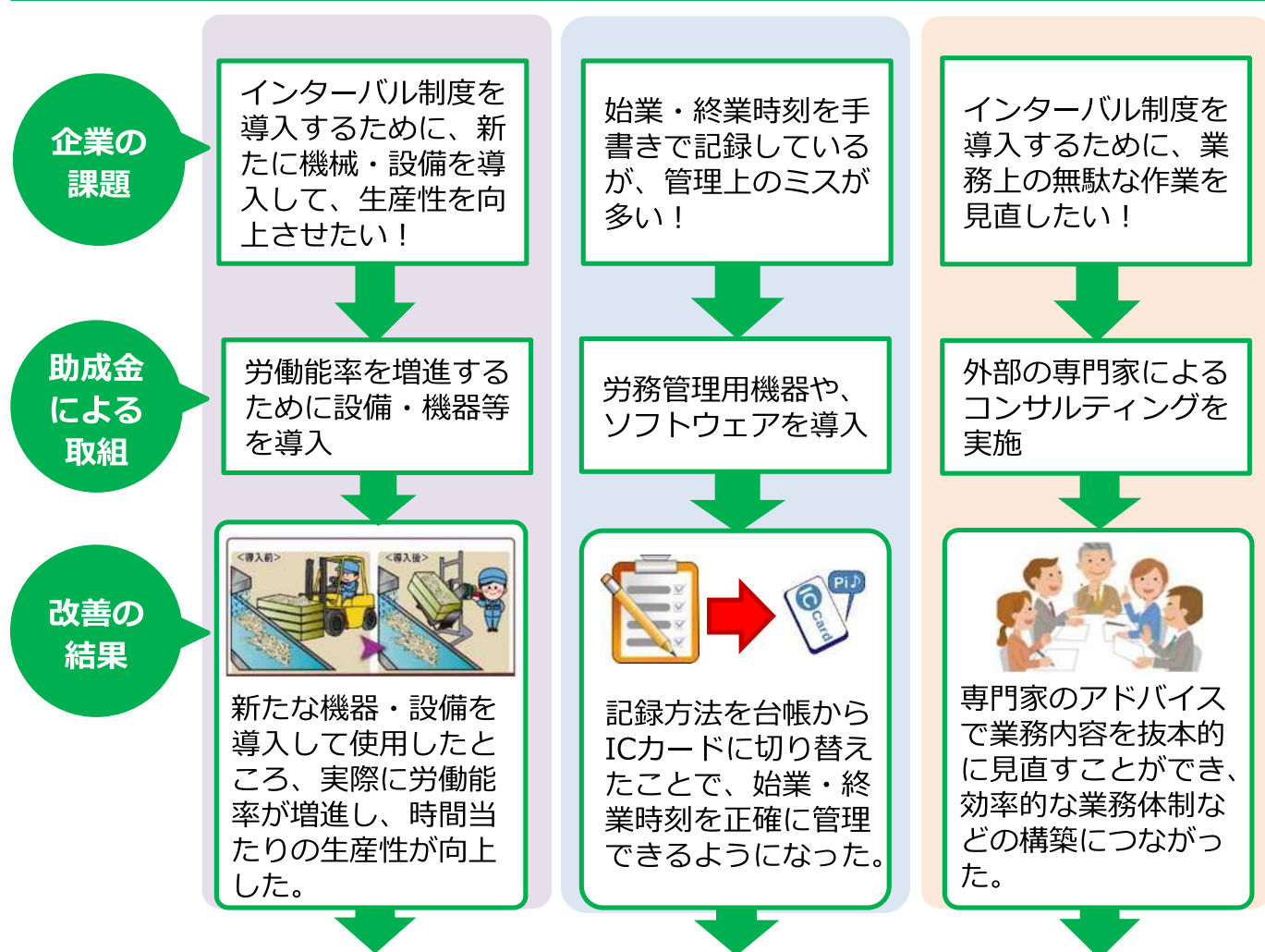
引上げ人数	1～3人	4～6人	7～10人	11人～30人
3%以上引上げ	15万円	30万円	50万円	1人当たり5万円(上限150万円)
5%以上引上げ	24万円	48万円	80万円	1人当たり8万円(上限240万円)

令和5年度「働き方改革推進支援助成金」 勤務間インターバル導入コースのご案内

「勤務間インターバル」とは、勤務終了後、次の勤務までに一定時間以上の「休息時間」を設けることで、働く方の生活時間や睡眠時間を確保し、健康保持や過重労働の防止を図るもので、**平成31年4月から**、制度の導入が**努力義務化**されています。

このコースでは、勤務間インターバルの導入に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。是非ご活用ください。

課題別にみる助成金の活用事例



勤務間インターバルの導入により、労働時間等の設定改善を推進!!

助成内容について詳しくは、裏面をご参照ください。



ご不明な点やご質問がございましたら、企業の所在地を管轄する
都道府県労働局 雇用環境・均等部 または 雇用環境・均等室にお尋ねください。



申請書の記載例を掲載している
「申請マニュアル」や「申請様式」は、
こちらからダウンロードできます。



電子申請システムによる申請も
可能です。詳しくはこちら
(<https://www.jgrants-portal.go.jp/>)



勤務間インターバル導入コースの助成内容

対象事業主

- 以下のいずれにも該当する事業主です。
1. 労働者災害補償保険の適用を受ける中小企業事業主（※1）であること。
 2. 36協定を締結しており、原則として、過去2年間に於いて月45時間を超える時間外労働の実態があること。（※2）
 3. 年5日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等を整備していること。
 4. 以下のいずれかに該当する事業場を有すること。
 - ① 勤務間インターバルを導入していない事業場
 - ② 既に休息時間数が9時間以上の勤務間インターバルを導入している事業場であって、対象となる労働者が当該事業場に所属する労働者の半数以下である事業場
 - ③ 既に休息時間数が9時間未満の勤務間インターバルを導入している事業場

（※1）中小企業事業主の範囲

AまたはBの要件を満たす企業が中小企業になります。

業種	A 資本または出資額	B 常時使用する労働者
小売業 (飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業（※3）	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

（※2）基本的には1月45時間を超える時間外労働の実態があれば、要件を満たすこととなりますので、詳細はお問い合わせください。

（※3）医業に従事する医師が勤務する病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院については常時使用する労働者数が300人以下の場合は、中小企業事業主に該当します。

助成対象となる取組 ～いずれか1つ以上を実施～

- ① 労務管理担当者に対する研修（※4）
- ② 労働者に対する研修（※4）、周知・啓発
- ③ 外部専門家によるコンサルティング
- ④ 就業規則・労使協定等の作成・変更
- ⑤ 人材確保に向けた取組
- ⑥ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新（※5）
- ⑦ 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新（※5）

（※4）研修には、勤務間インターバル制度に関するもの及び業務研修も含まれます。

（※5）原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

成果目標

以下の「成果目標」の達成を目指して取組を実施してください。

- **新規導入**【対象事業主4.①に該当する場合】
新規に所属労働者の半数を超える労働者を対象とする勤務間インターバルを導入すること。
- **適用範囲の拡大**【対象事業主4.②に該当する場合】
対象労働者の範囲を拡大し、所属労働者の半数を超える労働者を対象とすること。
- **時間延長**【対象事業主4.③に該当する場合】
所属労働者の半数を超える労働者を対象として休息時間数を2時間以上延長して、9時間以上とすること。

上記の成果目標に加えて、指定する労働者の時間当たりの賃金額を3%以上または、5%以上で賃金引上げを行うことを成果目標に加えることができます。

助成額

上記「成果目標」の達成状況に応じて、助成対象となる取組の実施に要した経費の一部を助成します。
【助成額最大580万円】

【表1】新規導入に該当するものがある場合

休息時間数（※6）	補助率（※7）	1企業当たりの上限額
9時間以上 11時間未満	3 / 4	80万円
11時間以上	3 / 4	100万円

【表2】適用範囲の拡大・時間延長のみの場合

休息時間数（※6）	補助率（※7）	1企業当たりの上限額
9時間以上 11時間未満	3 / 4	40万円
11時間以上	3 / 4	50万円

（※6）事業実施計画で指定した事業場に導入する勤務間インターバルの休息時間数のうち、最も短いものを指します。

（※7）常時使用する労働者数が30人以下かつ、「支給対象となる取組」で⑥から⑦を実施する場合で、その所要額が30万円を超える場合の補助率は4 / 5となります。

● 賃金引上げの達成時の加算額

（常時使用する労働者数が30人以下の場合）

引上げ人数	1～3人	4～6人	7～10人	11人～30人
3%以上 引上げ	30万円	60万円	100万円	1人当たり10万円 (上限300万円)
5%以上 引上げ	48万円	96万円	160万円	1人当たり16万円 (上限480万円)

（常時使用する労働者数が30人を超える場合）

引上げ人数	1～3人	4～6人	7～10人	11人～30人
3%以上 引上げ	15万円	30万円	50万円	1人当たり5万円 (上限150万円)
5%以上 引上げ	24万円	48万円	80万円	1人当たり8万円 (上限240万円)

利用の流れ

「交付申請書」を、最寄りの
労働局雇用環境・均等部
(室)に提出
(締切：11月30日(木))

交付決定後、提出した計画に
沿って取組を実施
(令和6年1月31日(水)まで)

労働局に支給申請

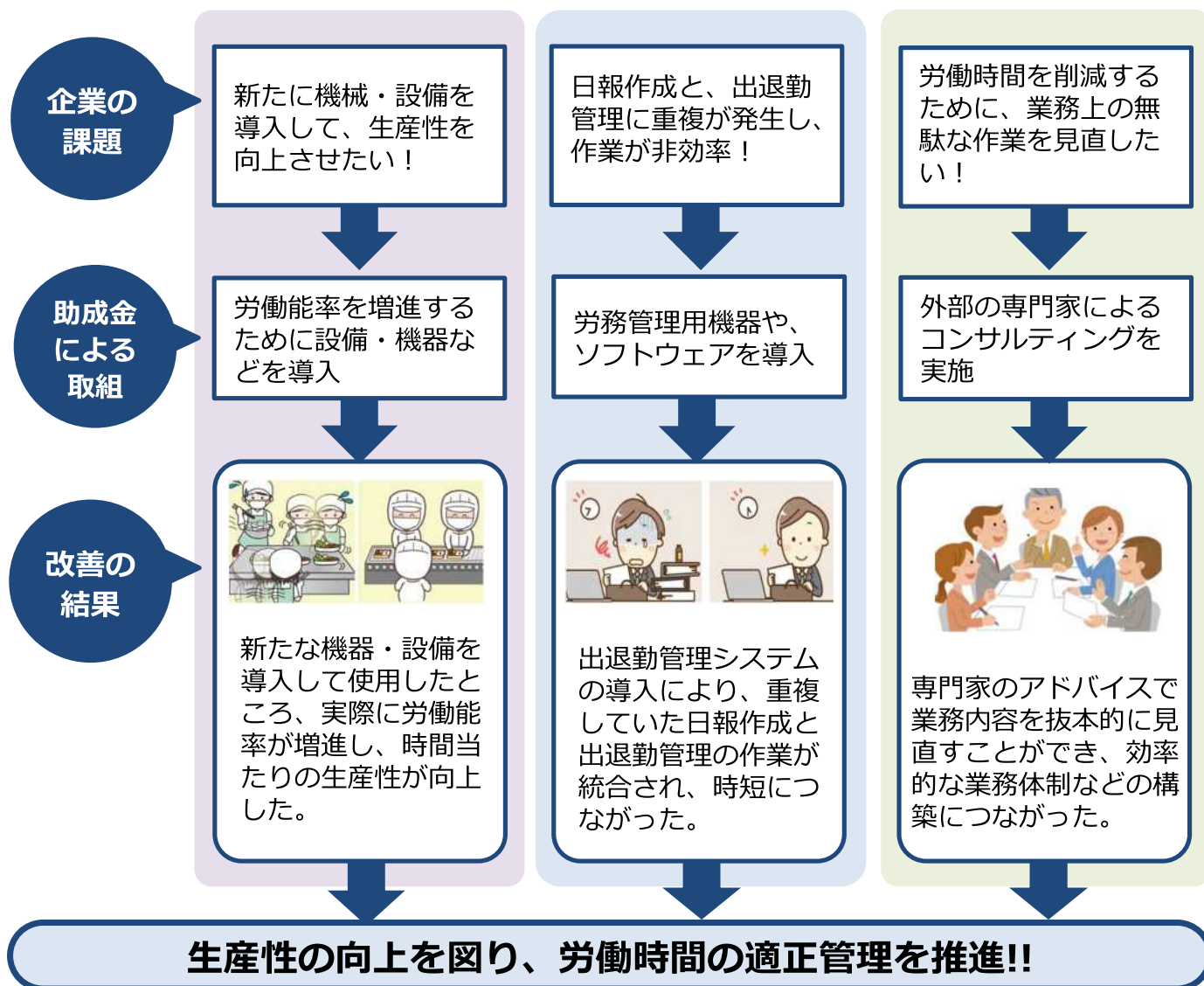
(申請期限は、事業実施予定期間が終了した日から起算して30日後の日または2月9日(金)のいずれか早い日となります。)

(注意) 本助成金は国の予算額に制約されるため、11月30日以前に、予告なく受付を締め切る場合があります。

令和5年度「働き方改革推進支援助成金」 労働時間適正管理推進コースのご案内

令和2年4月1日から、賃金台帳等の労務管理書類の保存期間が5年（当面の間は3年）に延長されています。このコースでは、生産性を向上させ、労務・労働時間の適正管理の推進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。ぜひご活用ください。

課題別にみる助成金の活用事例



助成内容について詳しくは、裏面をご参照ください。



ご不明な点やご質問がございましたら、企業の所在地を管轄する
都道府県労働局 雇用環境・均等部 または 雇用環境・均等室にお尋ねください。



申請書の記載例を掲載している
「申請マニュアル」や「申請様式」は、
こちらからダウンロードできます。



電子申請システムによる申請も
可能です。詳しくはこちら
(<https://www.jgrants-portal.go.jp/>)



労働時間適正管理推進コースの助成内容

対象事業主

以下のいずれにも該当する事業主です。

1. 労働者災害補償保険の適用を受ける中小企業事業主(※1)であること。
2. 36協定を締結していること。
3. 年5日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等を整備していること。
4. 勤怠管理と賃金計算等をリンクさせ、賃金台帳等を作成・管理・保存できるような統合管理ITシステムを用いた労働時間管理方法を採用していないこと。
5. 賃金台帳等の労務管理書類について5年間保存することが就業規則等に規定されていないこと。

(※1)中小企業事業主の範囲

AまたはBの要件を満たす企業が中小企業になります。

業種	A 資本または出資額	B 常時使用する労働者
小売業 (飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業 (※2)	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1 億円以下	100人以下
その他の業種	3 億円以下	300人以下

(※2) 医業に従事する医師が勤務する病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院については常時使用する労働者数が300人以下の場合は、中小企業事業主に該当します。

助成対象となる取組 ～いずれか1つ以上を実施～

- ① 労務管理担当者に対する研修(※3)
- ② 労働者に対する研修(※3)、周知・啓発
- ③ 外部専門家によるコンサルティング
- ④ 就業規則・労使協定等の作成・変更
- ⑤ 人材確保に向けた取り組み
- ⑥ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新(※4)
- ⑦ 労働能率の増進に資する設備・機器などの導入・更新(※4)

(※3) 研修には、勤務間インターバル制度に関するもの及び業務研修も含まれます。

(※4) 原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

成果目標

以下の①から③までの全ての目標達成を目指して取組を実施してください。

- ① **新たに勤怠（労働時間）管理と賃金計算等をリンクさせ、賃金台帳等を作成・管理・保存できるような統合管理ITシステム（※5）を用いた労働時間管理方法を採用すること。**

(※5) ネットワーク型タイムレコーダー等出勤時刻を自動的にシステム上に反映させ、かつ、データ管理できるものとし、当該システムを用いて賃金計算や賃金台帳の作成・管理・保存が行えるものであること。

- ② **新たに 賃金台帳等の労務管理書類について5年間保存することを就業規則等に規定すること。**
- ③ **「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に係る研修を労働者及び労務管理担当者に対して実施すること。**

- 上記の成果目標に加えて、指定する労働者の時間当たりの賃金額を3%以上または、5%以上で賃金引上げを行うことを成果目標に加えることができます。

助成額

上記「成果目標」の達成状況に応じて、助成対象となる取り組みの実施に要した経費の一部を助成します。【助成額最大580万円】

助成額	以下のいずれか低い額 Ⅰ 以下①の上限額及び②の加算額の合計額 Ⅱ 対象経費の合計額×補助率3/4(※6) (※6) 常時使用する労働者数が30人以下かつ、支給対象の取組で⑥から⑦を実施する場合で、その所要額が30万円を超える場合の補助率は4/5
-----	--

- ① 成果目標達成時の上限額：100万円

- ② 賃金引上げの達成時の加算額

(常時使用する労働者数が30人以下の場合)

引上げ人数	1～3人	4～6人	7～10人	11人～30人
3%以上引上げ	30万円	60万円	100万円	1人当たり10万円 (上限300万円)
5%以上引上げ	48万円	96万円	160万円	1人当たり16万円 (上限480万円)

(常時使用する労働者数が30人を超える場合)

引上げ人数	1～3人	4～6人	7～10人	11人～30人
3%以上引上げ	15万円	30万円	50万円	1人当たり5万円 (上限150万円)
5%以上引上げ	24万円	48万円	80万円	1人当たり8万円 (上限240万円)

利用の流れ

「交付申請書」を、最寄りの労働局雇用環境・均等部(室)に提出
(締切：11月30日(木))

交付決定後、提出した計画に沿って取組を実施
(令和6年1月31日(水)まで)

労働局に支給申請

(申請期限は、事業実施予定期間が終了した日から起算して30日後の日または2月9日(金)のいずれか早い日となります。)

(注意) 本助成金は国の予算額に制約されるため、11月30日以前に、予告なく受付を締め切る場合があります。

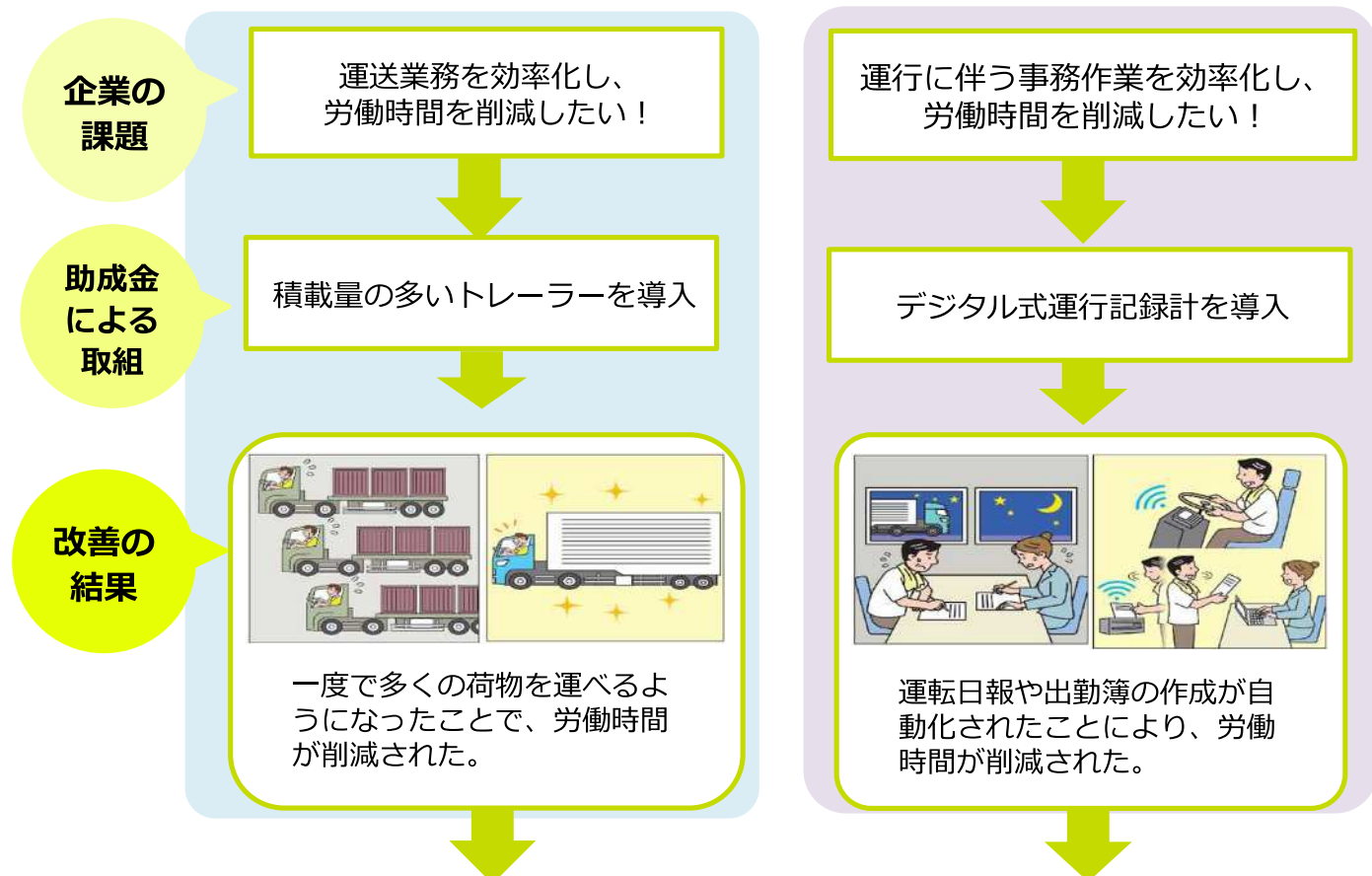


令和5年度「働き方改革推進支援助成金」 適用猶予業種等対応コース（運送業）のご案内



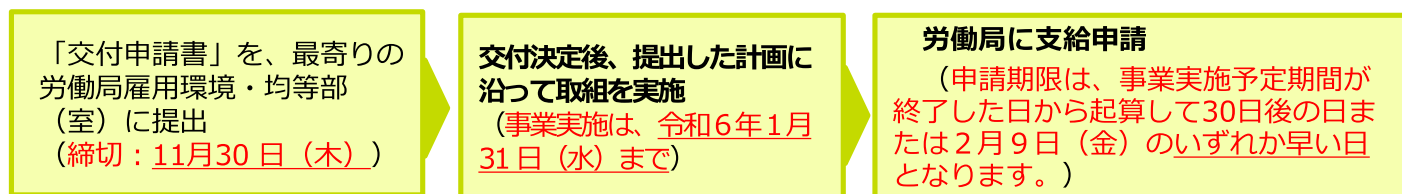
令和6年4月1日から、自動車運転の業務にも、**時間外労働の上限規制が適用されます。**
このコースは、生産性を向上させ、労働時間の削減や勤務間インターバル制度の導入に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。ぜひご活用ください。

課題別にみる助成金の活用事例



生産性の向上を図ることで、働きやすい職場づくりが可能に!!

ご利用の流れ



（注意）本助成金は国の予算額に制約されるため、**11月30日以前に、予告なく受付を締め切る場合があります。**

助成内容について詳しくは、裏面をご参照ください。



ご不明な点やご質問がございましたら、企業の所在地を管轄する
都道府県労働局 雇用環境・均等部 または 雇用環境・均等室にお尋ねください。



申請書の記載例を掲載している「申請マニュアル」や「申請様式」は、こちらからダウンロードできます。



電子申請システムによる申請も可能です。詳しくはこちら
[\(https://www.jgrants-portal.go.jp/\)](https://www.jgrants-portal.go.jp/)



適用猶予業種等対応コース（運送業）の助成内容

対象事業主

以下のいずれにも該当する事業主です。

1. 労働者災害補償保険の適用を受ける労働基準法第140条第1項に定める自動車運転の業務に従事する労働者を雇用する中小企業事業主(※1)であること。
2. 年5日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等を整備していること。
3. 交付申請時点で、36協定を締結していること。
4. 下記「成果目標」②を選択する場合は、原則として、過去2年間に於いて月45時間を超える時間外労働の実態があること。(※2)
など(※3)

(※1)中小企業事業主の範囲

以下のいずれかの要件を満たす企業が中小企業になります。

- ・資本または出資額が**3億円以下**
- ・常時使用する労働者が**300人以下**

(※2) 基本的には1月45時間を超える時間外労働の実態があれば、要件を満たすこととなりますので、詳細はお問い合わせください。

(※3) その他の要件についてはお問い合わせください。

助成対象となる取組 ～いずれか1つ以上を実施～

- ① 労務管理担当者に対する研修(※4)
- ② 労働者に対する研修(※4)、周知・啓発
- ③ 外部専門家によるコンサルティング
- ④ 就業規則・労使協定等の作成・変更
- ⑤ 人材確保に向けた取組
- ⑥ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新(※5)
- ⑦ 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新(※5)

(※4) 研修には、勤務間インターバル制度に関するもの及び業務研修も含まれます。

(※5) 原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

成果目標

以下の「成果目標」の達成を目指して取組を実施してください。

① **月60時間を超える36協定の時間外・休日労働時間を縮減**させること。

- ・時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間以下に設定
- ・時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超え月80時間以下に設定

② **9時間以上の勤務間インターバルを導入**すること。
(新規導入、適用範囲の拡大、時間延長)

上記の成果目標に加えて、指定する労働者の時間当たりの賃金額を3%以上または、5%以上で賃金引き上げを行うことを成果目標に加えることができます。

助成額

左記「成果目標」の達成状況に応じて、助成対象となる取組の実施に要した経費の一部を助成します。

【助成額最大880万円】

助成額	以下のいずれか低い額	
	I 以下1～2の上限額及び3の加算額の合計額	II 対象経費の合計額×補助率3/4(※6)
	(※6) 常時使用する労働者数が30人以下かつ、支給対象の取組で⑥から⑦を実施する場合で、その所要額が30万円を超える場合の補助率は4/5	

【Iの上限額】

1. 成果目標①の上限額

事業実施後に設定する時間外労働と休日労働の合計時間数	事業実施前の設定時間数	
	現に有効な36協定において、時間外労働と休日労働の合計時間数を月80時間を超えて設定している事業場	現に有効な36協定において、時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超えて設定している事業場
時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間以下に設定	250万円	200万円
時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超え、月80時間以下に設定	150万円	—

2. 成果目標②の上限額

(新規導入に該当するものがある場合)

休憩時間数(※7)	1企業当たりの上限額
9時間以上 11時間未満	100万円
11時間以上	150万円

(適用範囲の拡大・時間延長のみの場合)

休憩時間数(※7)	1企業当たりの上限額
9時間以上 11時間未満	50万円
11時間以上	75万円

(※7) 事業実施計画で指定した事業場に導入する勤務間インターバルの休憩時間数のうち、最も短いものを指します。

3. 賃金引き上げの達成時の加算額

(常時使用する労働者数が30人以下の場合)

引き上げ人数	1～3人	4～6人	7～10人	11人～30人
3%以上引き上げ	30万円	60万円	100万円	1人当たり10万円(上限300万円)
5%以上引き上げ	48万円	96万円	160万円	1人当たり16万円(上限480万円)

(常時使用する労働者数が30人を超える場合)

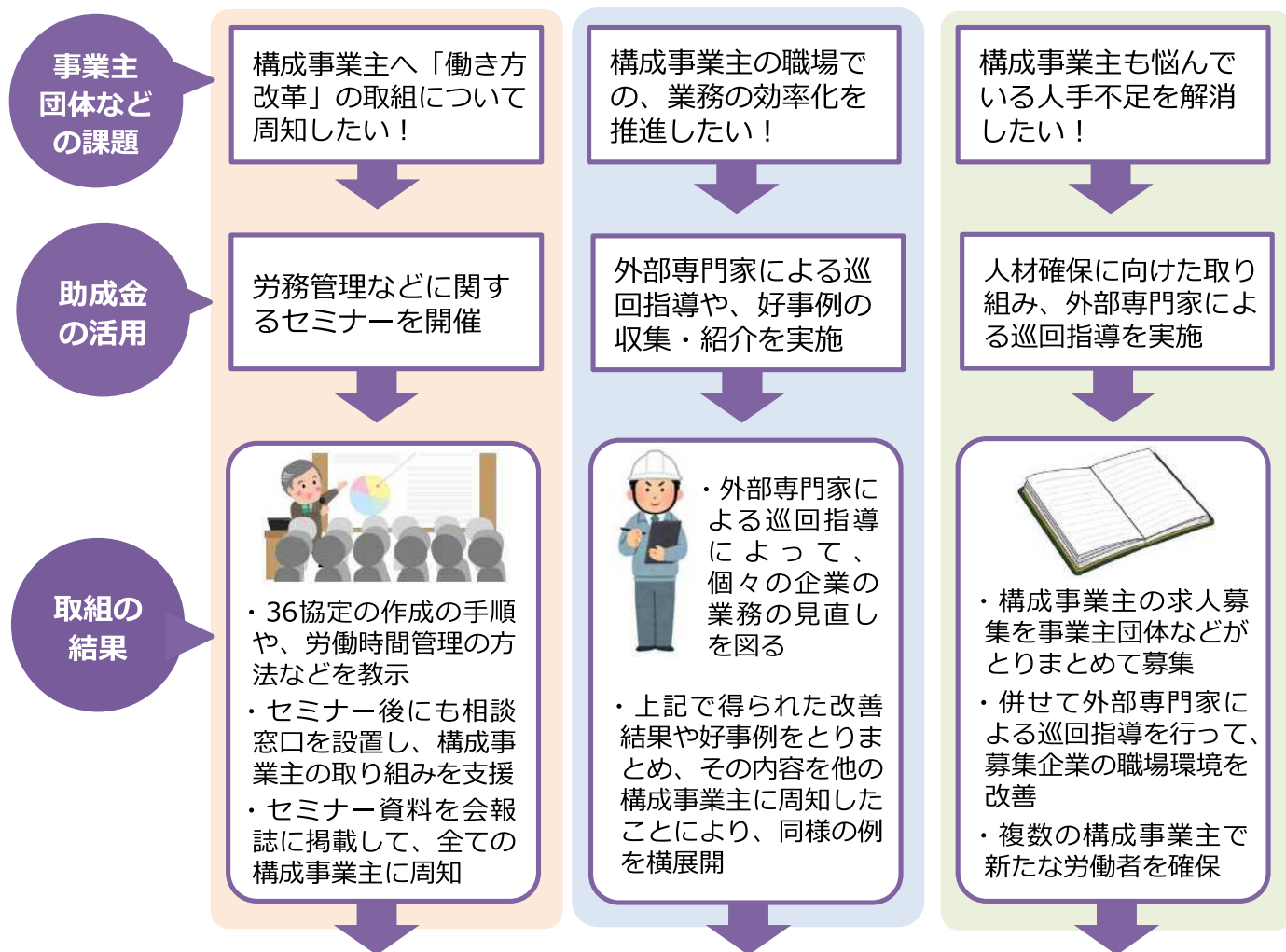
引き上げ人数	1～3人	4～6人	7～10人	11人～30人
3%以上引き上げ	15万円	30万円	50万円	1人当たり5万円(上限150万円)
5%以上引き上げ	24万円	48万円	80万円	1人当たり8万円(上限240万円)

令和5年度「働き方改革推進支援助成金」 団体推進コースのご案内

令和2年4月1日から、中小企業に、**時間外労働の上限規制が適用されました。**
このコースでは、事業主団体などが、その傘下の事業主のうち、労働者を雇用する事業主（以下「構成事業主」といいます）の労働条件の改善のために、時間外労働の削減や賃金引き上げに向けた取組を実施した場合に、重点的に助成金を支給します。

業界の活性化のためにも、ぜひご活用ください。

課題別にみる助成金の活用事例



中小企業における労働時間などの設定改善推進に向けて、環境を整備！

助成内容について詳しくは、裏面をご参照ください。



ご不明な点やご質問がございましたら、企業の所在地を管轄する
都道府県労働局 雇用環境・均等部 または 雇用環境・均等室にお尋ねください。



申請書の記載例を掲載している
「申請マニュアル」や「申請様式」は、
こちらからダウンロードできます。



電子申請システムによる申請も
可能です。詳しくはこちら
(<https://jgrants.go.jp/>)



団体推進コースの助成内容

対象事業主

以下のいずれかに該当する事業主団体など（※1）です。

- ① 3者以上で構成され、かつ1年以上の活動実績がある事業主団体
ア 法律で規定する団体（事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、都道府県中小企業団体中央会、全国中小企業団体中央会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、商工会議所、商工会、生活衛生同業組合、一般社団法人および一般財団法人）
イ 上記以外の事業主団体（一定の要件有）
- ② 10者以上で構成され、かつ1年以上の活動実績がある共同事業主
共同する全ての事業主の合意に基づく協定書を締結しているなどの要件を満たすこと。

（※1）事業主団体などが労働者災害補償保険の適用事業主であり、中小企業事業主の占める割合が、構成事業主全体の2分の1を超える必要があります。
中小企業事業主とは、以下のAまたはBの要件を満たす中小企業になります。

業種	A 資本または出資額	B 常時使用する労働者
小売業 (飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業（※2）	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

（※2）医業に従事する医師が勤務する病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院については常時使用する労働者数が300人以下の場合は、中小企業事業主に該当します。

助成対象となる取組

～いずれか1つ以上を実施すること～

- ① 市場調査の事業
 - ② 新ビジネスモデルの開発、実験の事業
 - ③ 材料費、水光熱費、在庫などの費用の低減実験（労働費用を除く）の事業
 - ④ 下請取引適正化への理解促進など、労働時間などの設定の改善に向けた取引先との調整の事業
 - ⑤ 販路の拡大などの実現を図るための展示会開催および出展の事業
 - ⑥ 好事例の収集、普及啓発の事業
 - ⑦ セミナー（※6）の開催などの事業
 - ⑧ 巡回指導、相談窓口の設置などの事業
 - ⑨ 構成事業主が共同で利用する労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新の事業
 - ⑩ 人材確保に向けた取り組みの事業
- （※6）勤務間インターバル制度に関する事項を含みます。

成果目標

以下の「成果目標」の達成を目指して取組を実施してください。

助成対象となる取り組み内容について、事業主団体などが事業実施計画で定める時間外労働の削減または賃金引き上げに向けた改善事業の取組を行い、構成事業主の2分の1以上に対してその取組または取組結果を活用すること。

助成額

上記「成果目標」を達成した場合に、助成対象となる取組の実施に要した経費を助成します。**【助成額最大1000万円】**

助成額	以下のいずれか低い方の額 ① 対象経費の合計額 ② 総事業費から収入額（※4）を控除した額 ③ 上限額（※5）
-----	--

（※4）例えば、試作品を試験的に販売し、収入が発生する場合などが該当します。

（※5）上限額は以下のとおりです。

- ① 原則、上限額は**500万円**
- ② 都道府県単位または複数の都道府県単位で構成する事業主団体など（傘下企業が10者以上）に該当する場合の上限額は**1,000万円**

ご利用の流れ

「交付申請書」を、最寄りの労働局雇用環境・均等部（室）に提出（締切：11月30日（木））

交付決定後、提出した計画に沿って取組を実施
（事業実施は、令和6年2月16日（金）まで）

労働局に支給申請

（申請期限は、事業実施予定期間が終了した日から起算して30日後の日または2月28日（水）のいずれか早い日となります。）

（注意）本助成金は国の予算額に制約されるため、11月30日以前に、予告なく受付を締め切る場合があります。

（2022.4）

別途配付資料（追加）

- ⑫ 「働き方改革推進支援助成金」 適用猶予業種等対応コース（病院等）のご案内
- ⑬ 「働き方改革推進支援助成金」 適用猶予業種等対応コース（建設業）のご案内



令和5年度「働き方改革推進支援助成金」 適用猶予業種等対応コース（病院等）のご案内



令和6年4月1日から、医業に従事する医師にも、**時間外労働の上限規制が適用されます。**
このコースは、生産性を向上させ、労働時間の削減や勤務間インターバル制度の導入、医師の働き方改革の推進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。ぜひご活用ください。

課題別にみる助成金の活用事例

企業の課題

X線検査に関する業務を効率化し、労働時間を削減したい！

内視鏡の洗浄作業を効率化し、労働時間を削減したい！

助成金による取組

デジタル画像診断システムを導入

内視鏡自動洗浄機を導入

改善の結果



検査の準備や、フィルムの運搬・保管に要する時間が削減されたことにより、労働時間が削減された。



新人でも1人で作業が可能になったことや、洗浄に要する時間が削減されたことにより、労働時間が削減された。

生産性の向上を図ることで、働きやすい職場づくりが可能に!!

ご利用の流れ

「交付申請書」を、最寄りの労働局雇用環境・均等部（室）に提出
(締切：11月30日(木))

交付決定後、提出した計画に沿って取組を実施
(事業実施は、令和6年1月31日(水)まで)

労働局に支給申請
(申請期限は、事業実施予定期間が終了した日から起算して30日後の日または2月9日(金)のいずれか早い日となります。)

(注意) 本助成金は国の予算額に制約されるため、11月30日以前に、予告なく受付を締め切る場合があります。

助成内容について詳しくは、裏面をご参照ください。



ご不明な点やご質問がございましたら、企業の所在地を管轄する都道府県労働局 雇用環境・均等部 または 雇用環境・均等室にお尋ねください。



申請書の記載例を掲載している「申請マニュアル」や「申請様式」は、こちらからダウンロードできます。



電子申請システムによる申請も可能です。詳しくはこちら
(<https://www.jgrants-portal.go.jp/>)



(2023.4)

適用猶予業種等対応コース（病院等）の助成内容

対象事業主

以下のいずれにも該当する事業主です。

1. 労働者災害補償保険の適用を受ける医業に従事する医師が勤務する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を営む中小企業事業主(※1)であること。
2. 年5日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等を整備していること。
3. 交付申請時点で、36協定を締結していること。
4. 下記「成果目標」②を選択する場合は、原則として、過去2年間に於いて月45時間を超える時間外労働の実態があること。(※2) など(※3)

(※1)中小企業事業主の範囲

以下のいずれかの要件を満たす企業が中小企業になります。

- ・資本または出資持分が**5,000万円以下**
- ・常時使用する労働者が**300人以下**

(※2) 基本的には1月45時間を超える時間外労働の実態があれば、要件を満たすこととなりますので、詳細はお問い合わせください。

(※3) その他の要件についてはお問い合わせください。

助成対象となる取組 ～いずれか1つ以上を実施～

- ① 労務管理担当者に対する研修(※4)
- ② 労働者に対する研修(※4)、周知・啓発
- ③ 外部専門家によるコンサルティング
- ④ 就業規則・労使協定等の作成・変更
- ⑤ 人材確保に向けた取組
- ⑥ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新(※5)
- ⑦ 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新(※5)

(※4) 研修には、勤務間インターバル制度に関するもの及び業務研修も含まれます。

(※5) 原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

成果目標

以下の「成果目標」の達成を目指して取組を実施してください。

- ① **月80時間を超える36協定の時間外・休日労働時間数を縮減**させること。
・時間外労働と休日労働の合計時間数を月80時間以下に設定
- ② **9時間以上の勤務間インターバルを導入**すること。
(新規導入、適用範囲の拡大、時間延長)
- ③ **医師の働き方改革の推進（労務管理体制の構築等と医師の労働時間の実態把握と管理を実施すること。）**

上記の成果目標に加えて、指定する労働者の時間当たりの賃金額を3%以上または、5%以上で賃金引き上げを行うことを成果目標に加えることができます。

助成額

左記「成果目標」の達成状況に応じて、助成対象となる取組の実施に要した経費の一部を助成します。

【助成額最大930万円】

助成額	以下のいずれか低い額
	Ⅰ 以下1～3の上限額及び4の加算額の合計額 Ⅱ 対象経費の合計額×補助率3/4(※6) (※6) 常時使用する労働者数が30人以下かつ、支給対象の取組で⑥から⑦を実施する場合で、その所要額が30万円を超える場合の補助率は4/5

【Ⅰの上限額】

1. 成果目標①の上限額

事業実施後に設定する時間外労働と休日労働の合計時間数	事業実施前の設定時間数		
	現に有効な36協定において、時間外労働と休日労働の合計時間数を月100時間を超えて設定している事業場	現に有効な36協定において、時間外労働と休日労働の合計時間数を月90時間を超えて設定している事業場	現に有効な36協定において、時間外労働と休日労働の合計時間数を月80時間を超えて設定している事業場
時間外労働と休日労働の合計時間数を月80時間以下に設定	250万円	200万円	150万円

2. 成果目標②の上限額

(適用範囲の拡大、時間延長の場合には半額となります)

休憩時間数(※7)	1企業当たりの上限額
9時間以上 11時間未満	100万円
11時間以上	150万円

(※7) 事業実施計画で指定した事業場に導入する勤務間インターバルの休憩時間数のうち、最も短いものを指します。

3. 成果目標③の上限額：

以下を全て実施した場合(※8)に**50万円**

ア 労務管理体制の構築等

(ア) 労務管理責任者を設置し、責任の所在とその役割を明確にすること。

(イ) 医師の副業・兼業先との労働時間の通算や医師の休憩時間確保に係る協力体制の整備を行うこと(副業・兼業を行う医師がいる場合に限る。)

(ウ) 管理者層に対し、人事・労務管理のマネジメント研修を実施すること。

イ 医師の労働時間の実態把握と管理

(ア) 労働時間と労働時間でない時間の区別などを明確にした上で、医師の労働時間の実態把握を行うこと。

(イ) 医師の勤務計画を作成すること。

(※8) 実施事項の詳細は申請マニュアルをご覧ください。

4. 賃金引き上げの達成時の加算額

(常時使用する労働者数が30人以下の場合)

引き上げ人数	1～3人	4～6人	7～10人	11人～30人
3%以上引き上げ	30万円	60万円	100万円	1人当たり10万円(上限300万円)
5%以上引き上げ	48万円	96万円	160万円	1人当たり16万円(上限480万円)

(常時使用する労働者数が30人を超える場合)

引き上げ人数	1～3人	4～6人	7～10人	11人～30人
3%以上引き上げ	15万円	30万円	50万円	1人当たり5万円(上限150万円)
5%以上引き上げ	24万円	48万円	80万円	1人当たり8万円(上限240万円)



令和5年度「働き方改革推進支援助成金」 適用猶予業種等対応コース（建設業）のご案内



令和6年4月1日から、建設業にも、**時間外労働の上限規制が適用されます。**
このコースは、生産性を向上させ、労働時間の削減や週休2日制の推進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。ぜひご活用ください。

課題別にみる助成金の活用事例

企業の課題

積算業務を効率化し、
労働時間を削減したい！

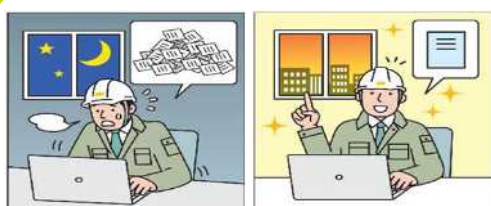
測量作業と重機操作を効率化し、
労働時間を削減したい！

助成金による取組

土木工事積算システムを導入

測量杭打ち機と
重機用センサーユニットを導入

改善の結果



過去の類似工事との比較が容易になり、より短時間で適正な積算値を算出できるようになった。



測量や杭打ち、重機の操作を1人で行えるようになり、1日当たりの作業時間が削減された。

生産性の向上を図ることで、働きやすい職場づくりが可能に!!

ご利用の流れ

「交付申請書」を、最寄りの
労働局雇用環境・均等部
(室)に提出
(締切：11月30日(木))

交付決定後、提出した計画に
沿って取組を実施
(事業実施は、令和6年1月
31日(水)まで)

労働局に支給申請
(申請期限は、事業実施予定期間が
終了した日から起算して30日後の日ま
たは2月9日(金)のいずれか早い日
となります。)

(注意) 本助成金は国の予算額に制約されるため、11月30日以前に、予告なく受付を締め切る場合があります。

助成内容について詳しくは、裏面をご参照ください。



ご不明な点やご質問がございましたら、企業の所在地を管轄する
都道府県労働局 雇用環境・均等部 または 雇用環境・均等室にお尋ねください。



申請書の記載例を掲載している
「申請マニュアル」や「申請様式」は、
こちらからダウンロードできます。



電子申請システムによる申請も
可能です。詳しくはこちら
(<https://www.jgrants-portal.go.jp/>)



(2023.4)

適用猶予業種等対応コース（建設業）の助成内容

対象事業主

以下のいずれにも該当する事業主です。

1. 労働者災害補償保険の適用を受ける労働基準法第139条第1項に定める工作物の建設の事業その他これに関連する事業として厚生労働省令で定める事業を主たる事業として営む中小企業事業主(※1)であること。
2. 年5日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等を整備していること。
3. 交付申請時点で、36協定を締結していること。
4. 下記「成果目標」②を選択する場合、交付申請時点の所定休日が4週当たり4日から7日であること。

(※1)中小企業事業主の範囲

以下のいずれかの要件を満たす企業が中小企業になります。

- ・資本または出資額が**3億円以下**
- ・常時使用する労働者が**300人以下**

助成対象となる取組 ～いずれか1つ以上を実施～

- ① 労務管理担当者に対する研修(※2)
- ② 労働者に対する研修(※2)、周知・啓発
- ③ 外部専門家によるコンサルティング
- ④ 就業規則・労使協定等の作成・変更
- ⑤ 人材確保に向けた取り組み
- ⑥ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新(※3)
- ⑦ 労働能率の増進に資する設備・機器などの導入・更新(※3)

(※2) 研修には、勤務間インターバル制度に関するもの及び業務研修も含まれます。

(※3) 原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

成果目標

以下の「成果目標」から1つ以上を選択の上、達成を目指して取組を実施してください。

- ① **月60時間を超える36協定の時間外・休日労働時間を縮減**させること。

- ・時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間以下に設定
- ・時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超え月80時間以下に設定

- ② 全ての対象事業場において、4週における**所定休日を1日から4日以上増加**させること。

上記の成果目標に加えて、指定する労働者の時間当たりの賃金額を3%以上または、5%以上で賃金引き上げを行うことを成果目標に加えることができます。

助成額

左記「成果目標」の達成状況に応じて、助成対象となる取組の実施に要した経費の一部を支給します。【助成額最大830万円】

助成額	以下のいずれか低い額
	I 以下1～2の上限額及び3の加算額の合計額 II 対象経費の合計額×補助率3/4(※4) (※4) 常時使用する労働者数が30人以下かつ、支給対象の取組で⑥から⑦を実施する場合で、その所要額が30万円を超える場合の補助率は4/5

【Iの上限額】

1. 成果目標①の上限額

事業実施後に設定する時間外労働と休日労働の合計時間数	事業実施前の設定時間数	
	現に有効な36協定において、時間外労働と休日労働の合計時間数を月80時間を超えて設定している事業場	現に有効な36協定において、時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超えて設定している事業場
時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間以下に設定	250万円	200万円
時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超え、月80時間以下に設定	150万円	—

2. 成果目標②の上限額：1日増加ごとに25万円(※5) (最大100万円)

(※5) 年間における所定休日数を定めている場合は、以下の計算式により、4週間当たりの所定休日を算出します。

$$(\text{年間所定休日数}) \div (365 \text{日} \div 7) \times 4$$

3. 賃金引き上げの達成時の加算額

(常時使用する労働者数が30人以下の場合)

引上げ人数	1～3人	4～6人	7～10人	11人～30人
3%以上引上げ	30万円	60万円	100万円	1人当たり10万円(上限300万円)
5%以上引上げ	48万円	96万円	160万円	1人当たり16万円(上限480万円)

(常時使用する労働者数が30人を超える場合)

引上げ人数	1～3人	4～6人	7～10人	11人～30人
3%以上引上げ	15万円	30万円	50万円	1人当たり5万円(上限150万円)
5%以上引上げ	24万円	48万円	80万円	1人当たり8万円(上限240万円)